

第二次沖縄県再犯防止推進計画

令和7年3月

沖縄県

第一章 策定の目的

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の基本方針と支援施策	6
4. 計画の期間	7

第二章 沖縄県における再犯の現状

1. 沖縄県における再犯防止を取り巻く状況	8
2. 再犯防止等に関する施策の指標	15

第三章 支援施策の展開

1. 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組	17
2. 就労・住居の確保のための取組	
(1) 就労の確保	20
(2) 住居の確保	25
3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	
(1) 高齢者又は障害者等への支援	28
(2) 薬物、アルコール依存を有する者への支援	32
4. 非行の防止と学校等と連携した修学支援	
(1) 非行の防止	38
(2) 学校等と連携した修学支援	42
5. 犯罪をした者等の特性に応じた取組	
(1) 犯罪をした者の特性に応じた取組	44
6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進のための取組	
(1) 民間協力者の活動の促進	47
(2) 広報・啓発活動の促進	51

第四章 計画の推進

1. 計画の推進・連携体制	52
2. 計画の進捗管理	52

第五章 参考資料

1. 用語解説	53
2. 再犯の防止等の推進に関する法律	61
3. 沖縄県再犯防止推進計画検討委員会運営要綱	66
4. 沖縄県再犯防止推進計画検討委員会委員名簿（令和6年度）	70

第一章 策定の目的

1. 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成 14 年（285 万 3,739 件）をピークに減少を続け、令和 3 年（56 万 8,104 件）には戦後最少となりました。

他方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は高く、令和 5 年は 47%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

国は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、再犯防止推進法及び第一次再犯防止推進計画（以下、「国の第一次計画」という。）を策定し、各種施策を実施してきました。

本県においても、検挙人員に占める再犯者の割合が平成 30 年で 53.6%と全国平均より高かったこと等から、国の第一次計画を踏まえ、令和 2 年 3 月に「沖縄県再犯防止推進計画（以下、「県の第一次計画」という。）」を策定し、国の刑事司法関係機関、市町村、民間協力者等と連携しながら、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたる再犯の防止等に関する様々な取組を進めてきたところです。

国においては、再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくために、令和 5 年 3 月に「第二次再犯防止推進計画（以下、「国の第二次計画」という。）」を策定しました。計画の基本的な方向性として「国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること」などが示されており、県においては、この方向性を踏まえた上で、現行計画を見直すこととしました。

引き続き、誰一人取り残すことのない「沖縄らしい優しい社会」の実現を目指し、犯罪や非行をした者が立ち直り、再び地域社会を構成する一員となり共に歩むことができるよう支援する取組を推進するため、「第二次沖縄県再犯防止推進計画（以下、「県の第二次計画」という。）」を策定します。

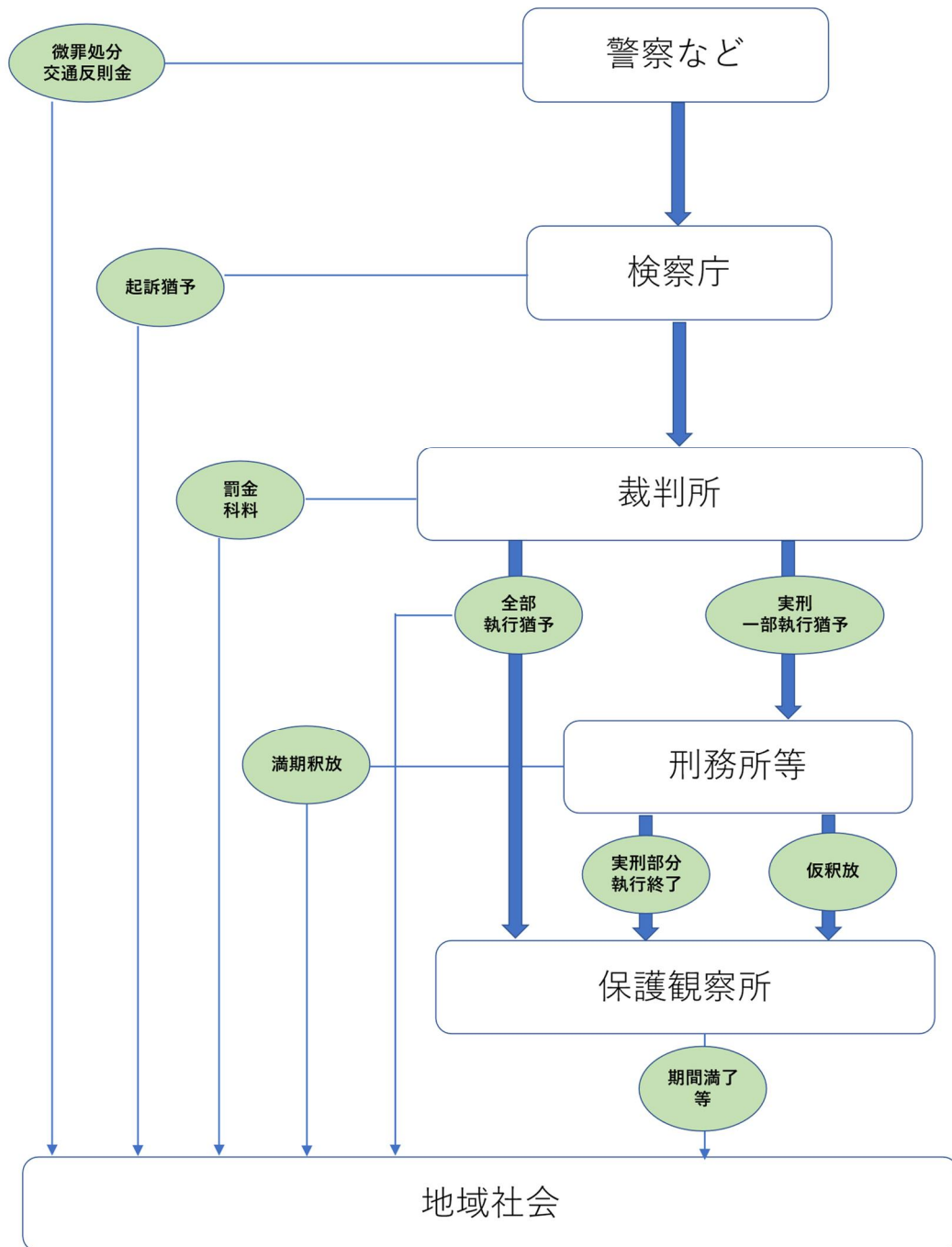
2. 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項の規定に基づき、沖縄県が定める地方再犯防止推進計画と位置づけます。

計画の対象は、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者（警察で微罪処分になった者、検察庁で起訴猶予処分になった者、裁判所で全部執行猶予になった者、入所受刑者、保護観察に付された者、満期釈放者等を含む。）のうち、支援が必要な者（以下、「犯罪をした者等」という。）とします。

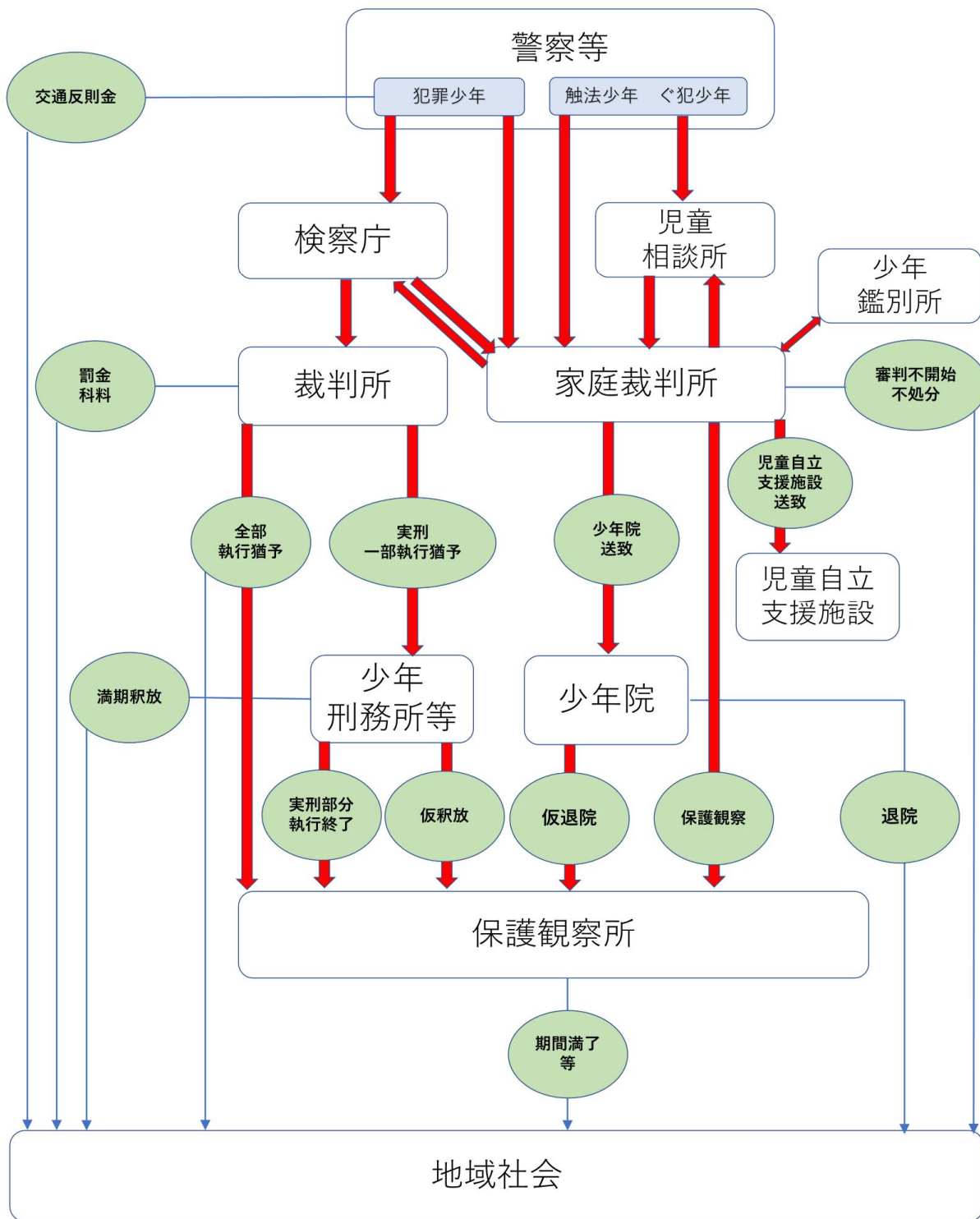
[成人による刑事事件の流れ]

計画の対象範囲



[非行少年に関する手続の流れ]

計画の対象範囲



3. 計画の基本方針と支援施策

国の第一次計画では、国が目指すべき方向・視点として5つの「基本方針」が設定されており、国の第二次計画においてもこの基本方針が踏襲されております。

県においては、県の第一次計画の基本方針・支援施策を踏襲しつつ、国の第二次計画が示す7つの重点課題を勘案し、本県の実情に応じて支援します。

【参考】

○国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

○県の基本方針

犯罪をした者等が、自らの責任を自覚し、社会復帰のために努力することを支えるとともに、地域の理解と協力を得て孤立することなく、再び社会を構成する一員となり共に歩むことを本県の実情に応じて支援します。

また、支援の実施により、再犯を防止し、県民が安全で安心して暮らせる社会を目指します。

なお、計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」に基づき、関連するSDGsの要素を反映することとします。

○県の支援施策

【支援施策】

1. 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組
2. 就労・住居の確保のための取組
3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
4. 非行の防止と学校等と連携した修学支援
5. 犯罪をした者等の特性に応じた取組
6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進のための取組

4. 県計画の期間

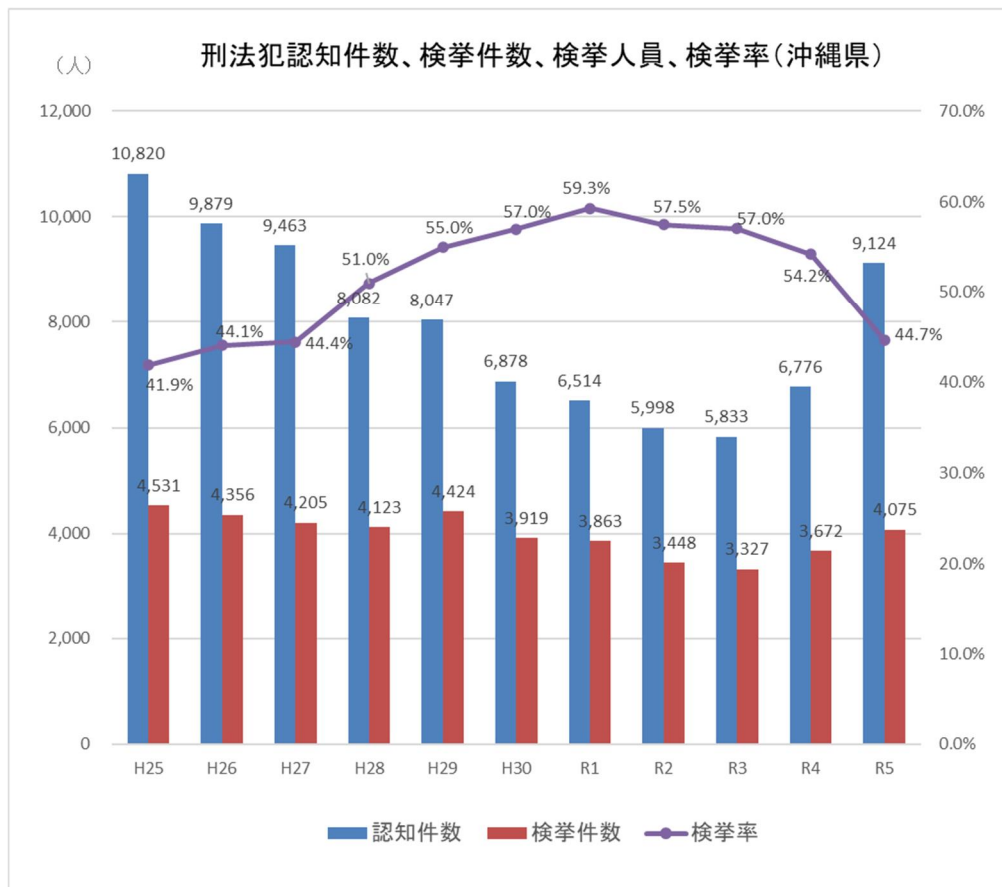
この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第二章 沖縄県における再犯の現状

1. 沖縄県における再犯防止を取り巻く状況

沖縄県における刑法犯の認知件数は、平成14年の25,641件をピークに減少傾向で推移し、令和3年度には5,833件まで減少しましたが、令和4年度からは増加に転じ、令和5年は9,124件となっております。

検挙率についてはこれまでも約50%台と、全国平均より高い検挙率で推移しております。

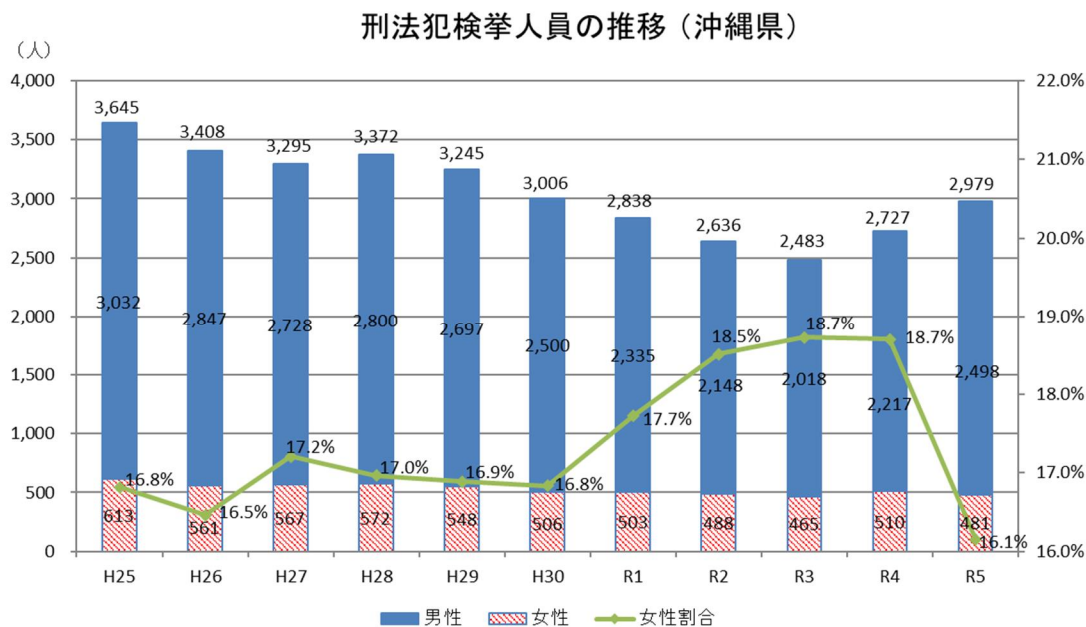


刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率、検挙人員の推移(沖縄県)											
沖縄県	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知件数(件)	10,820	9,879	9,463	8,082	8,047	6,878	6,514	5,998	5,833	6,776	9,124
検挙件数(件)	4,531	4,356	4,205	4,123	4,424	3,919	3,863	3,448	3,327	3,672	4,075
検挙率(%)	41.9%	44.1%	44.4%	51.0%	55.0%	57.0%	59.3%	57.5%	57.0%	54.2%	44.7%
検挙人員(人)	3,645	3,408	3,295	3,372	3,245	3,006	2,838	2,636	2,483	2,727	2,979
「沖縄県警察本部 犯罪統計資料」											
〈参考:全国平均〉											
全国	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知件数(件)	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559	614,231	568,104	601,331	703,351
検挙件数(件)	394,121	370,568	357,484	337,066	327,081	309,409	294,206	279,185	264,485	250,350	269,550
検挙率(%)	30.0%	30.6%	32.5%	33.8%	35.7%	37.9%	39.3%	45.5%	46.6%	41.6%	38.3%
検挙人員(人)	262,823	251,605	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582	175,041	169,409	183,269

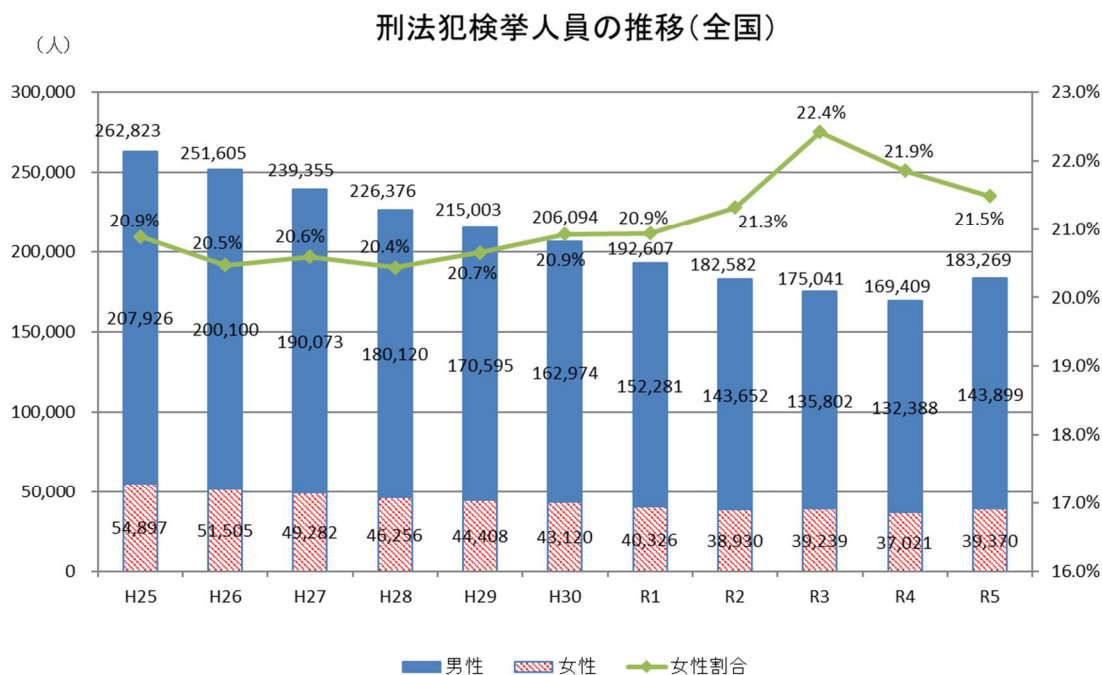
沖縄県警本部「犯罪統計資料」を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

刑法犯の検挙人員については、令和3年までは減少傾向でしたが、令和4年からは増加に転じ、令和5年は2,979人で、うち女性が481人と全体の16.1%を占めています。

全国における女性の割合は21.5%となっており、沖縄県は全国と比較して女性の割合が低くなっています。



沖縄警察本部「令和5年犯罪統計資料」を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

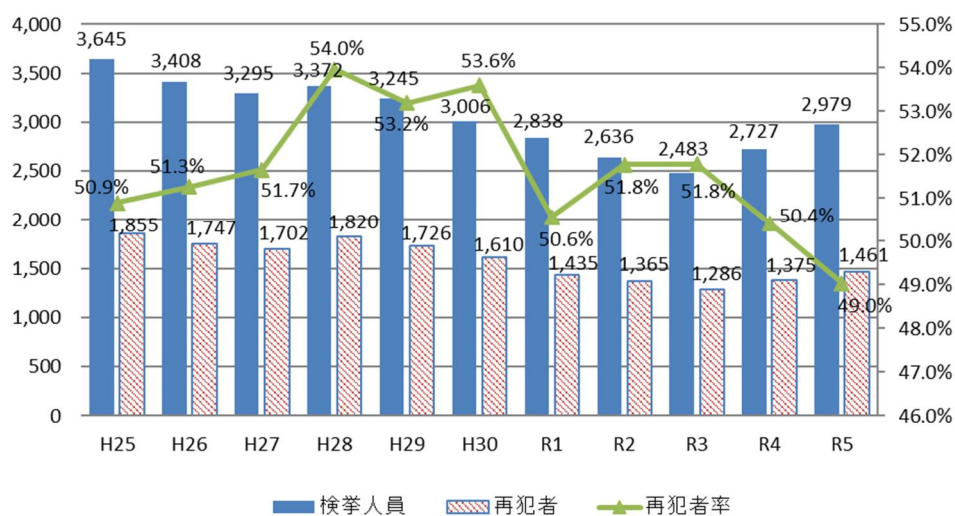


法務省「令和5年犯罪白書」を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

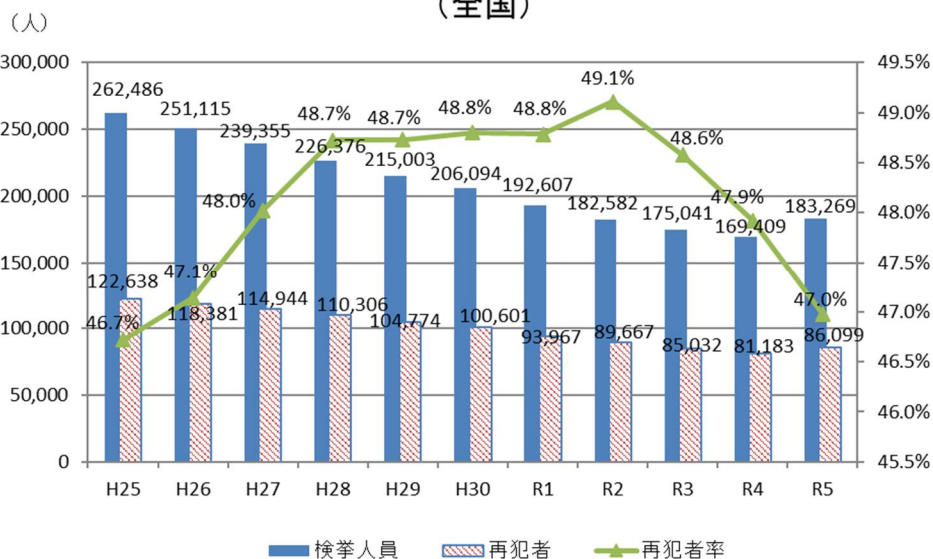
下記の折れ線グラフは、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）です。県の第一次計画策定時の平成30年は53.6%となっており、全国ワースト2位の状況でしたが、計画策定後に再犯防止のための各種施策を実施したこと等により、少しづつではありますが減少傾向で推移しており、令和5年は49.0%と、平成25年以降これまでで最も低い再犯率となっております。

しかしながら、依然として全国平均の47.0%より2.0ポイント高く、全国ワースト10位であることから、引き続き、再犯防止のための施策を実施していく必要があります。

刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移 (沖縄県)



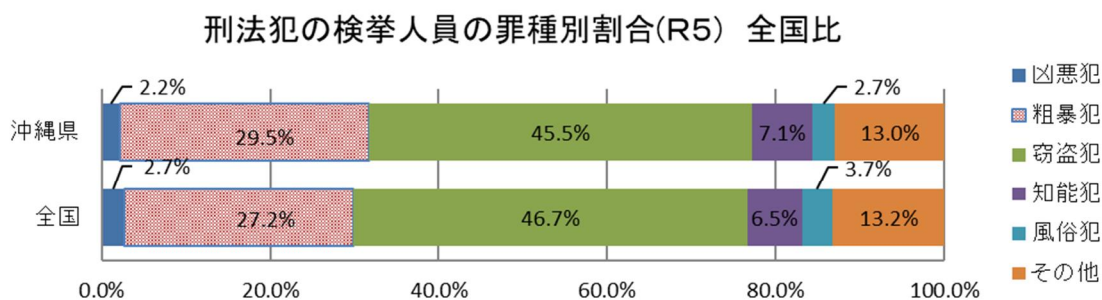
刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移 (全国)



法務省調査を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

刑法犯検挙人員の罪種別割合ですが、令和5年は窃盗犯が45.5%、粗暴犯は29.5%となっており、窃盗犯と粗暴犯で刑法犯検挙人員の75.0%を占めております。全国も同様の傾向ですが、沖縄県は全国と比較して窃盗犯の割合が1.2ポイント低く、粗暴犯の割合が2.3ポイント高くなっています。

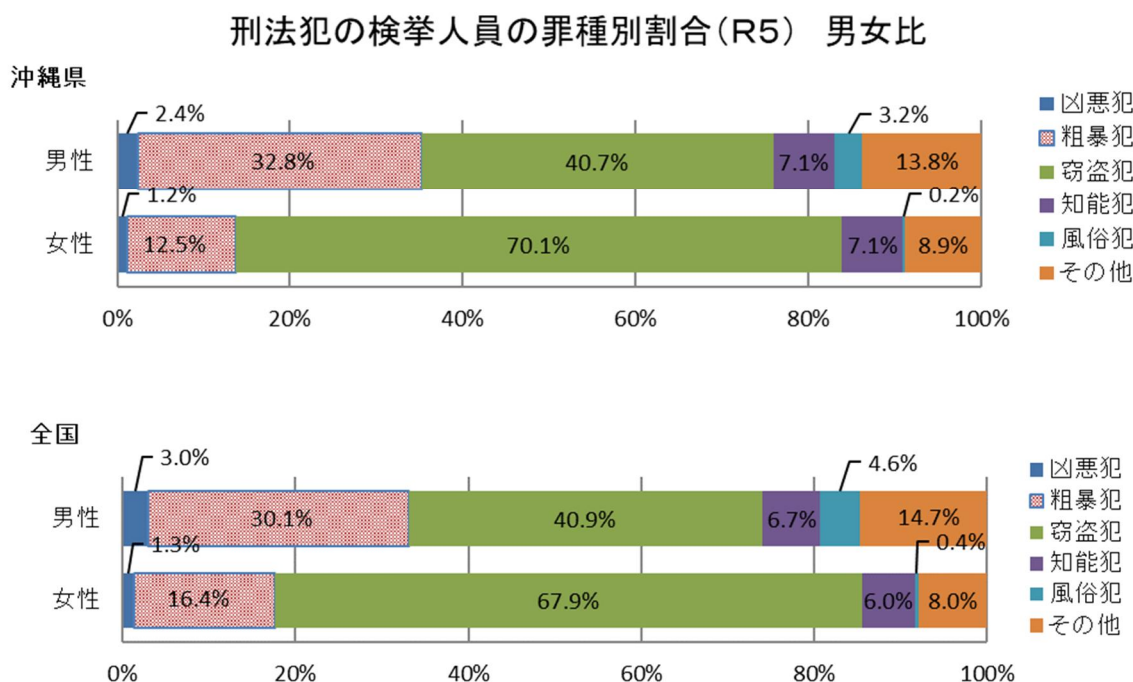
県の第一次計画策定時の平成30年は、窃盗が57.9%、粗暴は22.5%となっており、令和5年と比較すると、窃盗が12.4ポイント減、粗暴が7ポイント増となっています。



警察庁「令和5年警察白書」を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

また、罪種別割合を男女別でみると、女性における窃盗の割合が、男性と比べて顕著に高く、全体の約7割を占めています。

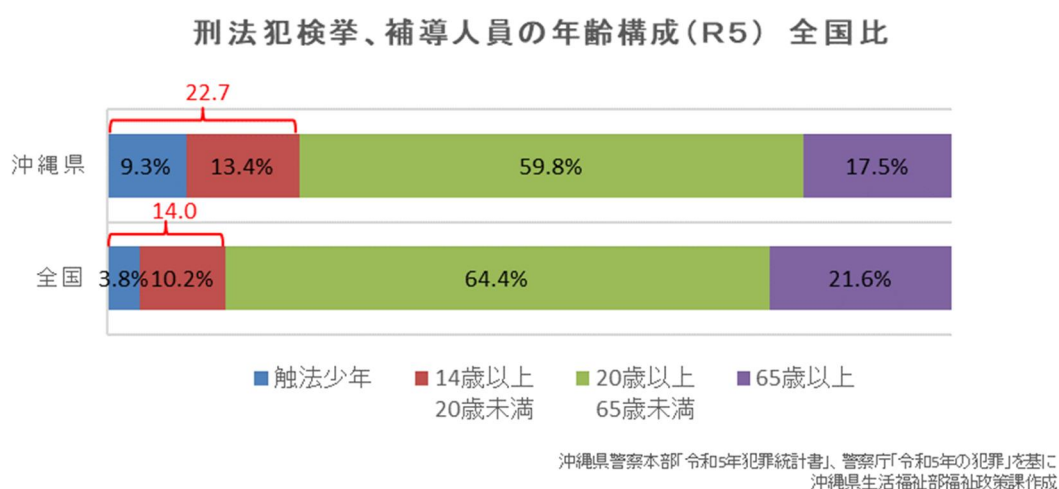
県の第一次計画策定時の平成30年は、女性の窃盗の割合は82.2%、粗暴が6.7%となっており、令和5年と比較すると、窃盗が12.1ポイント減、粗暴が5.8ポイント増となっています。



沖縄県警察本部「令和5年犯罪統計書」、警察庁「令和5年の犯罪」を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

刑法犯検挙、補導人員の年齢構成は、令和5年は、20歳未満の割合が22.7%となっており、全国と比較して8.7ポイント高く、触法少年は9.3%と全国と比較して5.5ポイント高い状況です。逆に65歳以上の高齢者の割合は17.5%と、全国と比較して4.1ポイント低くなっています。

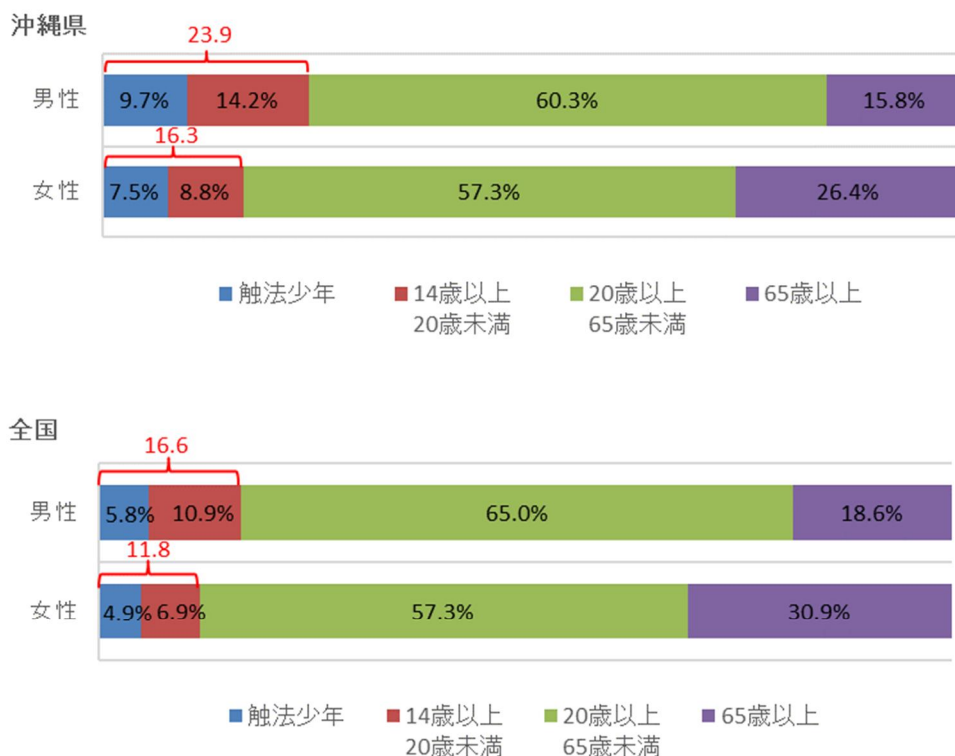
県の第一次計画策定時の平成30年は、20歳未満の割合が24.2%と全国と比較して9.7ポイント高く、触法少年は8.8%と全国と比較して2.6倍高い状況となっており、逆に65歳以上の高齢者の割合は14.1%と全国と比較して6.9ポイント低い状況となっていました。令和5年と比較すると、傾向は似ていますが、20歳未満の割合が1.5ポイント減、触法少年が0.5ポイント増となっています。



また、年齢構成を男女別でみると、令和5年は、男性では20歳未満の割合が23.9%を占めるのに対し、女性は16.3%と7.6ポイント低く、逆に65歳以上の女性の高齢者は26.4%と男性と比べて10.6ポイント高くなっています。全国と比較すると、20歳未満の男性は7.3ポイント、女性は4.5ポイント高く、65歳以上の男性は2.8ポイント、女性は4.5ポイント低い状況となっています。

県の第一次計画策定時の平成30年は、男性の20歳未満の割合は26.5%で、女性は12.6%、65歳以上の女性の高齢者は23.9%となっており、令和5年と比較すると、20歳未満の男性が2.6ポイント低く、20歳未満の女性は3.7ポイント、65歳以上の女性の高齢者は2.5ポイント高くなっています。

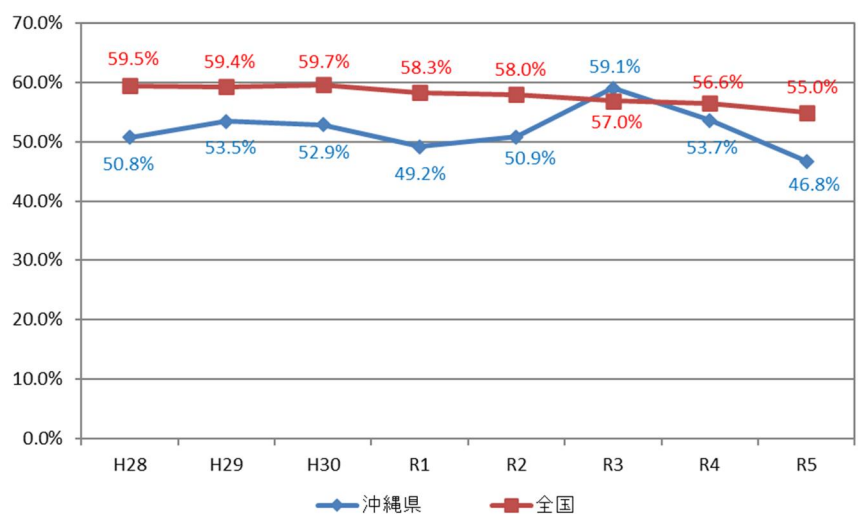
刑法犯検挙、補導人員の年齢構成(R5) 男女比



沖縄県警察本部「令和5年犯罪統計書」、警察庁「令和5年の犯罪」
を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

新受刑者中の再入者率（再入者は、再入所に係る犯行時の居住地が沖縄県である者で、沖縄刑務所入所者に限らない。）は、令和5年は46.8%となっており、令和3年度を除いていずれも全国平均を下回ってはおりますが、約50%台で推移しております。

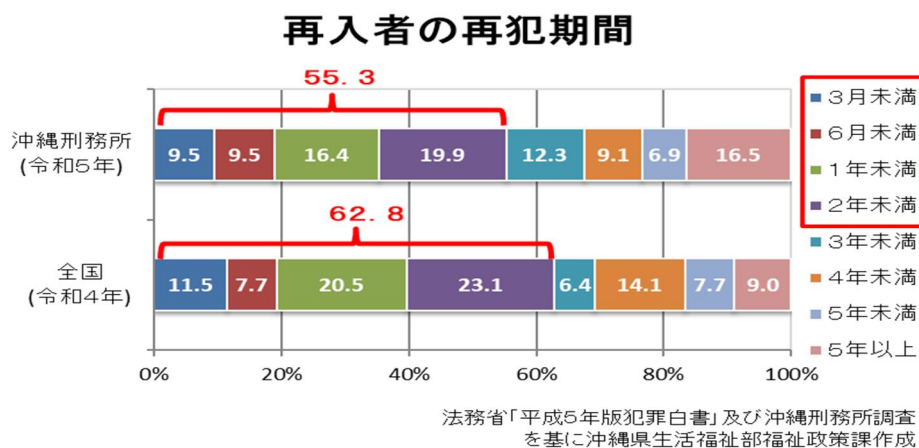
新受刑者中の再入者率



法務省調査を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

令和5年の沖縄刑務所の統計によると、再入者の再犯に至る期間は、沖縄刑務所入所者では2年未満が55.3%、5年以上が16.5%となっており、全国よりも2年未満が7.5ポイント低く、5年以上が7.5ポイント高い状況となっております。

県の第一次計画策定時の平成30年と比較すると、2年未満が14.5ポイント減少し、5年以上が6.8ポイント増加していることから、短期間の再入者が減っていることが伺えます。



2. 再犯防止等に関する施策の指標

県の第一次計画では、令和6年度末までに刑法犯検挙者中の再犯者数を1,466人以下で、再犯者率を48.8%という成果目標を設定し、再犯防止のための各種施策を実施してきたこと等により再犯者数が減少し、目標を達成しました。

また再犯者率は、令和5年には49.0%と平成25年以降これまでに最も低い再犯率となっており、少しずつではありますが減少傾向で推移しております。

しかしながら、依然として再犯者率が全国平均の47.0%を上回っており、全国ワースト10位であること等から、引き続き、再犯防止のための施策を実施していく必要があります。

県の第二次計画を進める上で、成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取り組みを推進します。

○本県の刑法犯検挙人員中の再犯者数は、令和10年度末までに、令和4年、令和5年の刑法犯検挙人員の平均値に令和5年の全国平均の再犯者率47.0%を乗じた1,340人とする。

(参考) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

	検挙人員	再犯者数	再犯者率	
沖縄県 (R4、R5平均値)	2,853	1,418	49.7%	目標値
全国 (R5)	183,269	86,099	47.0%	$2,853 \text{ 人} \times 47.0\% = 1,340 \text{ 人}$

【参考】 国の目標（令和5年3月「第二次再犯防止推進計画」より一部抜粋）

出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させることを目標として定める。

- ・ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率 基準値 2,863人・15.1%（令和2年出所受刑者）
- ・ 出所受刑者の3年以内再入者数及び3年以内再入率 基準値 4,983人・25.0%（令和元年出所受刑者）

また、県内の再犯防止施策の動向を把握するために、次の数値を参考指標とします。

(1) 就労・住居の確保等関係

○協力雇用主数（10月1日時点） 令和5年 530 社

○実雇用協力雇用主数（10月1日時点） 令和5年 8 社

○協力雇用主被雇用者数（10月1日時点） 令和5年 10 人

○刑務所出所時に帰住先がない者の割合 令和5年 15.2%

○更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数
令和5年 197 人

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進関係

○特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数
令和5年 796 人

○薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数
令和5年 22 人

(3) 非行の防止と学校等と連携した修学支援関係

○検挙・補導された刑法犯少年の数 令和5年 740 人

○犯罪少年の再犯者数 令和5年 146 人

○犯罪少年の再犯者率 令和5年 33.6%

○犯罪少年の共犯率 令和5年 51.7%

(4) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進関係

○保護司数及び充足率（1月1日時点） 令和5年 590 人 95.9 %

○「社会を明るくする運動」参加者数 令和5年 33,144 人

(5) 県、市町村及び関係団体との連携強化

○地域再犯防止推進計画策定市町村数（4月1日時点） 令和6年 13 市町村

第三章 支援施策の展開

1. 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組

【現状と課題】

犯罪をした者等が、地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められます。

しかしながら、再犯防止分野において、国と地方公共団体が担うべき具体的役割が明確ではなかったこともあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には地域差が認められること、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること、支援の利用のしやすさを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があること等の課題が示されており、これらに対応するため、国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示し、地方公共団体の取組を促進するとともに、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことが必要であるとしています。

県としては、国の関係機関や民間団体等で構成する会議を実施する等、連携体制の整備や情報提供などを進めてきたところであり、今後も国や市町村、民間団体等との連携強化を図りながら、広域自治体としての役割を踏まえた取組を推進していく必要があります。

《参考》

○国・都道府県・市区町村の役割

国	刑事司法手続の枠組みにおける指導・支援の実施。地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進。
都道府県	広域自治体として、域内の市区町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて、市区町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めること。
市区町村	地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めること。

出典：国の第二次再犯防止推進計画

【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、「沖縄県刑務所出所者等就労支援事業協議会」、「刑事施設出所者に係る福祉に関する協議会」、「沖縄県地域支援連絡協議会」、「沖縄県心神喪失者等医療観察法関係者連絡会議」など、各分野において、関係機関で構成する協議会等を設置し、社会復帰に向けた支援に取り組んでいます。このうち沖縄県刑務所出所者等就労支援事業協議会については、事務担当者レベルによる刑務所出所者等就労支援連絡会の開催を検討します。

・沖縄刑務所では、「刑事施設出所者に係る社会復帰に関する協議会」等において、関係機関や地方自治体に対し、当所における各種取組を周知し、被収容者の円滑な社会復帰に向けた連携の強化を図ります。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園は「沖縄県刑務所出所者等就労支援事業連絡会」、「アデクション連携会議」「沖縄県暴走族対策連絡協議会」などの協議会等への参加を通じて、情報共有や連携の強化を図っています。また、在院者の矯正教育及び社会復帰支援に資するため、地方自治体や関係団体の関係者を招き、「処遇ケース検討会」を開催しています。

その他、近隣の児童心理治療施設等の職員と、発達に障害を有する人に対するケアに関する知見の共有を図っています。

・沖縄少年院では、沖縄県平和祈念資料館と連携して「平和教育活動」を実施しています。

・沖縄女子学園では、沖縄県公衆衛生協会と連携して、成犬譲渡促進事業の一環である保護犬のトレーニングを園内で実施しています。

・那覇少年鑑別所では、「刑事施設出所者に係る福祉に関する協議会」に参加し、対象者への支援に関する情報共有を図ることで、関係機関等との連携を図っています。

・県内8つの保護司会では、各地域内の市町村と連携しながら、犯罪をした者等の支援や犯罪の予防に寄与する市町村の各種施策及び民間団体の活動に協力しています。また、更生保護サポートセンターを始め保護司会及び市町村単位の支部の活動拠点（特に対象者等との面接場所）の確保及び維持、協力雇用主の確保など雇用の促進を図る活動その他、公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動を行います。

・沖縄県就労支援事業者機構では、更生保護関係団体（更生保護法人沖縄県更生保護協会、沖縄県保護司会連合会、沖縄県更生保護女性連盟、沖縄県 BBS 連盟、更生保護施設がじゅまる沖縄、更生保護施設やんばる青年隊）と連携した取組を実施しています。

- ・更生保護施設がじゅまる沖縄では、那覇保護観察所が主催する「沖縄県更生保護センター会議」に参加し、県内の主な更生保護関係団体との情報交換及び連携強化を行っています。

【県における具体的な施策】

- ・広域自治体として、域内の市町村の実情を踏まえ、各市町村で再犯の防止等に関する取組みが円滑に行われるよう、市町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努めます。（生活福祉部）

- ・犯罪をした者が社会復帰のための努力することを支えるとともに、地域の理解と協力を得て孤立することなく生活できるよう、抱える悩みや課題等を相談できる窓口を設置し、再犯の防止を図ります。（生活福祉部）

- ・市町村が地方再犯防止推進計画策定に必要な情報を収集できるよう、国に働きかけるとともに、県内市町村の事例紹介や策定のための助言等を行います。（生活福祉部）

- ・市町村における再犯防止推進に係る意識醸成を図り、取組に関する課題や情報を共有するため、国の関係機関と連携・役割分担をしながら、市町村担当者向けの会議や講演会等を開催します。（生活福祉部）

- ・犯罪をした者等がそれぞれの機関における各種窓口に適切に繋がるように、国の機関及び市町村、民間等の連携強化を図ります。（生活福祉部）

- ・沖縄県地域生活定着支援センター（平成22年10月設置）において、触法少年・高齢者・障害者の矯正施設出所後の円滑な地域生活移行を図るため、国、地方公共団体、福祉、医療、保健等の関係機関との連携のもと、支援対象者への個別支援ネットワークの構築や、専門職を対象とした研修会の開催等、支援体制の充実強化に取り組みます。（生活福祉部）

- ・国、市町村及び民間団体とのネットワーク構築を図るため、各機関が主催する協議会等に積極的に参加し、連携強化を図ります。（関係各部）

2. 就労・住居の確保のための取組

(1) 就労の確保

【現状と課題】

刑務所に入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、国においてはこれまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等が行われ、さらに国の第一次計画策定後は、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等が進められてきました。

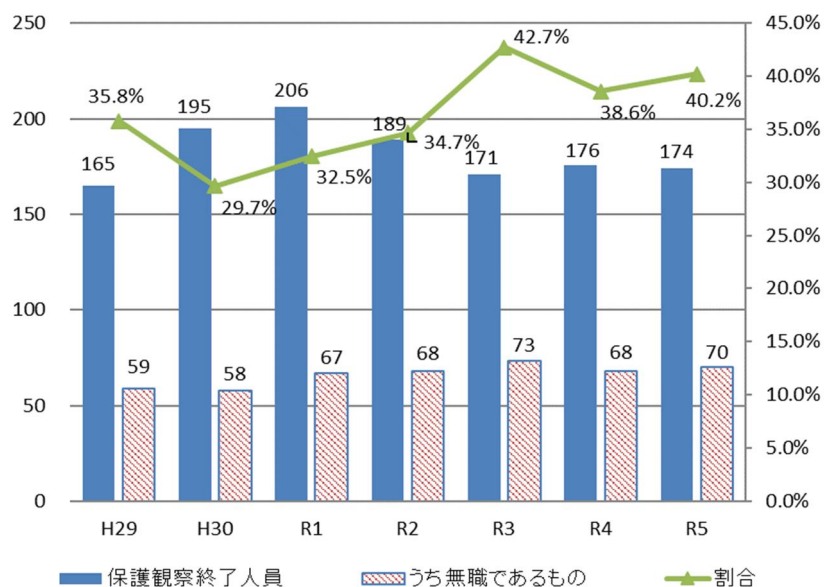
しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないなどの課題があり、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものにしていく必要があるとの指摘がなされています。

沖縄県においては、令和5年現在で保護観察が終了した人のうち、約4割が保護観察終了時に無職となっています。また、県内の協力雇用主（前科等の事情を理解した上で刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主）の登録状況は、令和5年10月1日現在 530 社となっており、年々増加していますが、実際に雇用している協力雇用主は8社、雇用されている出所者等の数は10名と、企業が協力雇用主として登録していても実際の刑務所出所者等の雇用に結びついていない状況があります。

国においては、これらの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練の実施等を更に充実させる必要があるとしています。

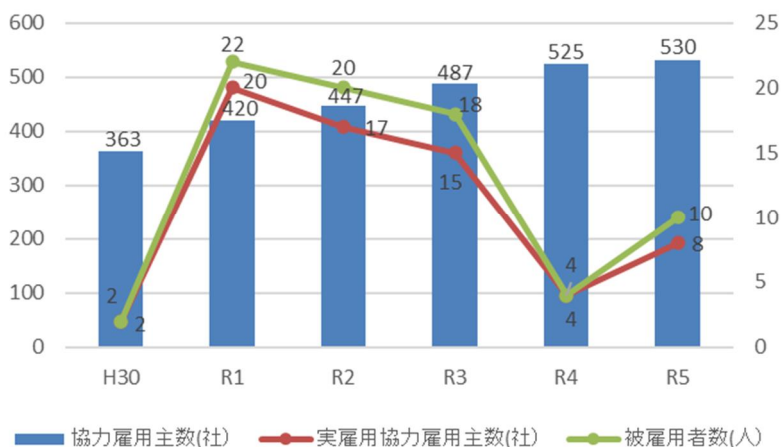
県としては、就職困難者等就労支援事業の実施や沖縄県生活困窮者自立支援相談窓口における相談・支援等の充実などに取り組んできたところではありますが、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対応した取組を進めていく必要があります。

保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（沖縄県）
 [仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者]



法務省調査を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

協力雇用主の状況（R5年）



法務省調査を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、ハローワークなど関係機関と連携し、県下 438 社（令和 6 年 9 月末現在）の協力雇用主の協力を得て、保護観察対象者に対する就労支援を行っています。

また、身元保証や刑務所出所者等就労奨励金などの協力雇用主を支援するための制度も活用しています。

・那覇保護観察所では、定期的に県下の協力雇用主に対するアンケート調査を行います。

・沖縄刑務所では、ハローワークと連携した就労支援に加え、刑務所出所者等の就労を支援している職親プロジェクト等の民間支援団体等と連携し、仕事フォーラムや企業説明会等の施設内行事を毎年度実施し、協力雇用主による事業内容説明等を参加受刑者に対し行うことで、就労意欲の喚起を図り、希望者に対しては後日採用面接までつなげることで就労の確保を図っています。

・沖縄刑務所では、地方更生保護委員会や保護観察所、更生保護就労支援事業所とも連携し、満期釈放が近い者に対する面接を行い、就労支援の需要の掘り起こしを行っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、矯正教育として、就労に必要な知識及び技能の習得のための「職業指導」を行うとともに、有用な資格の取得を目指す講座を実施しています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、就労支援スタッフ（非常勤職員）を配置し、在院者の就労に関する助言や指導を個別に行っているほか、在院者が在院中から求職活動を行い、出院までに就労先が内定できるようハローワークや、職親プロジェクト等の民間支援団体等と連携し、就労支援を行っています。

・なは法務少年支援センター「波之上こころの相談所」においては、「刑務所出所者等就労支援事業」により就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援を行う窓口を設置しています。

・ハローワークでは、矯正施設（刑務所、少年院）及び保護観察所との連携のもと、刑務所出所者等に対する「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しています。具体的には、矯正施設在所中の就職内定を目指し、ハローワーク職員又は就職支援ナビゲーターが矯正施設に出向いて求職活動ガイドブックの配付、職業講話を実施し、職業意識や就労意欲を喚起する他、求職申込みを受けるとともに、受刑者等専用求人積極的に活用して複数回のきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施しています。

・ハローワークでは、矯正施設出所後の保護観察対象者に対して、個別面談後に選定した

支援メニューに基づき、担当者制による職業相談・職業紹介を実施しています。

- ・更生保護法人沖縄県更生保護協会では、刑務所出所者等が就労する際、必要に応じて身元保証（故意又は過失によって雇用主に損害を与えた際、当人に弁済能力がない場合に見舞金を支払う制度）の手続を実施しています。

- ・更生保護施設がじゅまる沖縄では、自力で就労先を見つけることができない場合、希望があれば協力雇用主等の事業者を紹介しています。

また、就労支援のため、ハローワーク並びに就労支援事業所と情報共有等の連携を行っています。

- ・一般社団法人沖縄産業開発青年協会では、義務教育を終えた15歳～39歳までの者を対象に、5ヵ月間で12種の資格講習を実施することにより、就職の機会や選択の幅を広げる支援を行っており、また、無料職業紹介事業により受付した企業からの求人をもとに、就職斡旋を行っています。

- ・沖縄県就労支援事業者機構では、事業所を訪問し協力雇用主制度の説明を行うほか、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主への給与一部助成や対象者に対する作業着購入助成、交通費助成、面接指導等を行い、協力雇用主の登録促進及び雇用基盤の整備に努めています。

また、那覇保護観察所と連携し、沖縄少年院、沖縄女子学園及び沖縄刑務所において入院中、入所中から面談を実施し、早期の段階から就労支援に取り組んでいるほか、対象者の状況や希望職種により、ハローワークやパーソナルサポートセンターと連携した取組を行っています。さらに沖縄刑務所において協力雇用主による就職説明会を開催し、入所中から就労意識の喚起に努めています。

【県における具体的な施策】

- ・長期未就労、コミュニケーション難などの、様々な困難に直面し、本人の力だけでは個々の支援策を的確に活用して自立することが難しい求職者に対し、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行い、相談者の就労に繋げる取組を実施します。（商工労働部）

- ・県と委託契約を締結した事業所において、実際の業務に係る作業について訓練を行い、作業環境への適応を容易にする取組を実施します。（商工労働部）

- ・就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施します。（生活福祉部）

- ・就労訓練事業を行う民間事業所等の掘り起こしや生活困窮者とのマッチング、利用後の支援を行います。（生活福祉部）

- ・障害のある人が適切な就労支援を受けられるよう、ハローワークなどの関係機関とも連携し、「障害者就業・生活支援センター」において、アドバイザーが企業に向けて雇用開拓の働きかけを行いながら相談や助言を行い、生活支援員が障害のある方の就業に伴う日常生活や社会生活上の支援を行うことで、職場定着を図ります。（商工労働部、生活福祉部）

- ・暴力団組織からの離脱支援、離脱者に対する就労支援に取り組みます。（県警本部）

- ・沖縄県建設工事入札参加資格審査において、協力雇用主登録企業が希望する場合、県独自評価点の加点を行います。（土木建築部）

(2) 住居の確保

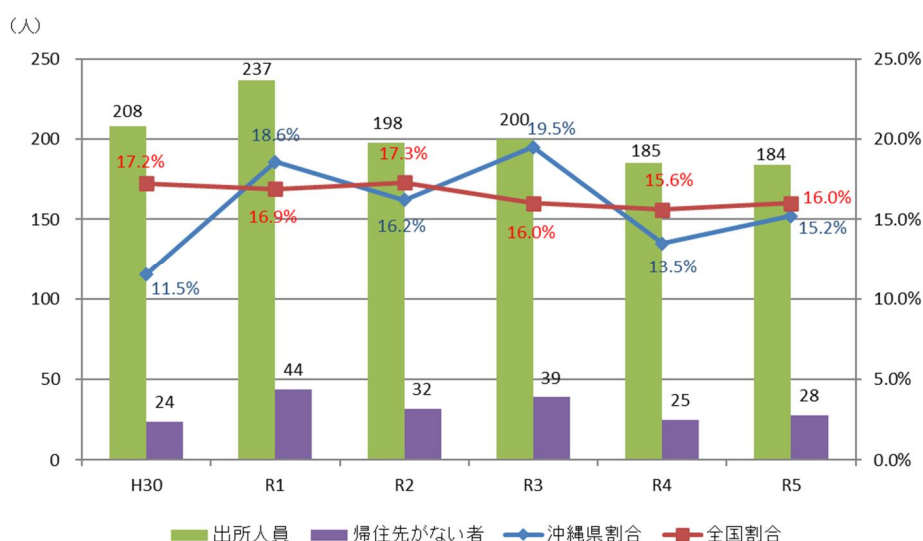
【現状と課題】

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。

国においてはこれまで、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組の推進や、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策について検討が進められてきました。

国の第二次計画では、依然として、満期釈放者のうちの約4割は適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後、地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題が示されています。

刑務所出所時に帰住先がない者の推移（沖縄県）



法務省調査を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

本県においては、令和5年に刑務所を出所した者184人のうち、親族等から受入を拒否されている等の理由により、帰住先が確保できないまま出所した者は28人で、全体の15.2%となっています。

また、令和5年に県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は197人となっています。

犯罪をした者等については、アパートや福祉施設に入居する際に求められる身元引受人の確保が困難なことや、家賃滞納歴により民間家賃保証会社を利用できないといった問題、女性の刑務所出所者を受け入れる更生保護施設が県内にない、自立準備ホームに登録する民間事業等が少ない等、住居の確保が難しい状況があります。

県においても、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、沖縄県地域生活定着支援センターにおける支援が必要な人の帰住先の確保などに取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応していく必要があります。

【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して一時的な帰住先として更生保護施設（県内2か所）や自立準備ホームの確保を行っています。

また、昨今、刑執行終了者等の福祉的支援を必要とする件数が増えていることから、令和6年10月にグループホームを運営する会社を訪問して自立準備ホームへの登録について協力依頼するなど、拡大に向けて取組を進めています。

・沖縄刑務所では、地方更生保護委員会及び保護観察所が実施している、釈放後の生活環境調整が難航している者に対する面接に積極的に協力しています。刑の一部執行猶予者に対しては、地方更生保護委員会及び保護観察所に早期に情報提供し、可能な限り仮釈放につなげているほか、入所時等の指導の機会に更生緊急保護制度の周知も行っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、在院者の住居の確保等社会復帰に向けた支援の実施などへの理解と協力を得るため、保護者会の開催や保護者が参加するプログラムを積極的に実施しています。

・更生保護施設がじゅまる沖縄では犯罪や非行をした人のうち、帰る場所がない人たちに一定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活や就労に関して様々なアドバイスをする等の支援を行っています。SST（社会生活スキルトレーニング）で困難な場面に直面した場合の対処法を身につける等の練習を行い、また、退所後の一人暮らしの中で活かせるように更生保護女性会の協力の下、料理教室を偶数月実施しています。自立資金が十分になった者については、必要があれば不動産会社を紹介する等、住居の確保を支援しています。

・入居に関する支援については、高齢者、障害者、低所得者等を対象として、連帯保証人や身元引き受け等を行っている民間団体もあります。

【県における具体的な施策】

・一定の住居を持たない生活困窮者が安定した生活を営めるよう支援することを目的として、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行います。（生活福祉部）

・離職者等であって安定した就職の意思及び能力のある者のうち、住宅を喪失している者又は住宅を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。（生活福祉部）

・様々な障害や生きづらさを抱え、虐待、経済的な理由により日常生活を営むことが困難な者が、養護老人ホームへ円滑に措置入所ができるよう、措置権者（市町村）等を対象とした説明会を開催するなど、連携強化に努めます。（保健医療介護部）

また、救護施設等への円滑な措置入所のため、実施機関等へ随時生活保護制度に関する関係通知等の情報提供を行い、また、必要に応じて説明会実施など周知及び連携に努めます。（生活福祉部）

・不動産関係団体、居住支援団体及び沖縄県をはじめとする地方公共団体の住宅部局及び福祉部局等を構成員とした沖縄県居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための居住支援や情報提供を実施します。（土木建築部）

・自立準備ホームの登録促進のため、県の高齢者施設や障害者施設等の所管課を通じ、自立準備ホームに関する情報提供等の広報・周知を行います。また、沖縄県社会福祉協議会が事務局を担っている高齢者施設や障害者施設の各種別協議会の会議等において、自立準備ホームに関する広報周知を行い、空きベッドを活用した自立準備ホームの確保に取り組めます。（生活福祉部）

3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 高齢者又は障害者等への支援

【現状と課題】

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

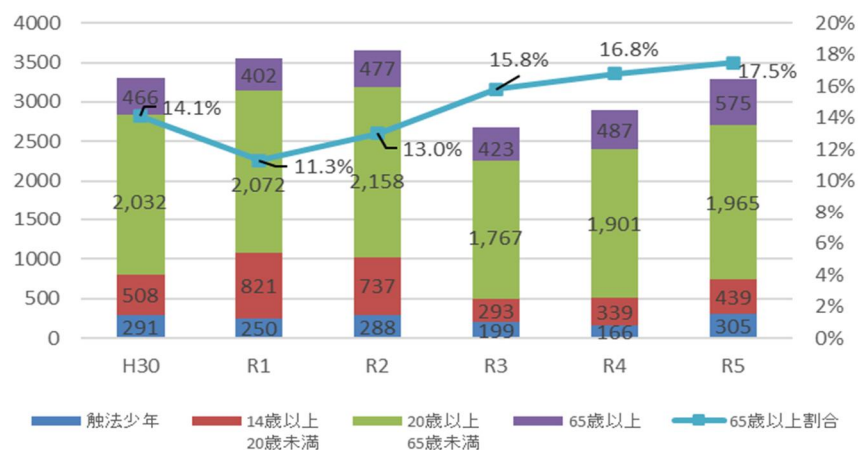
国においてはこれまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施するなど、福祉的支援についての理解促進や動機付けを図ってきました。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等が実施されてきました。

また、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、令和3年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組が開始されました。

国の第二次計画では、高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題が示されています。

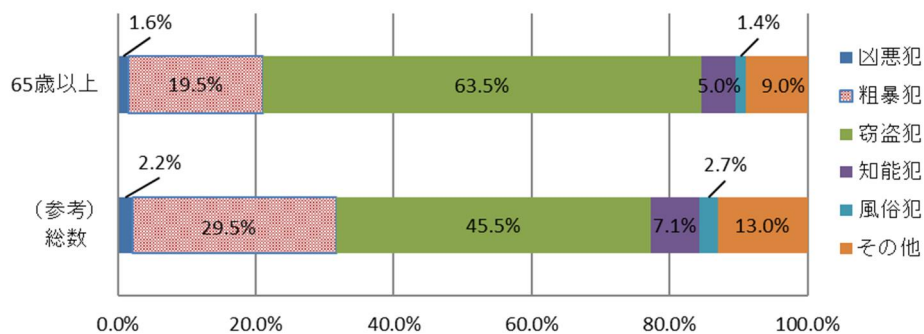
沖縄県の現状ですが、令和5年の刑法犯検挙・補導人員に占める65歳以上の高齢者の割合は17.5%となっており、全国平均21.6%と比較して4.1ポイント低い状況ですが、その割合は年々増加しています。また、65歳以上の高齢者における罪種は窃盗がもっとも多く、63.5%を占めております。

刑法犯検挙・補導人員の年齢構成推移



沖縄県警察本部「令和5年犯罪統計書」を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

高齢者における罪種別割合(R5)



沖縄県警察本部「令和5年犯罪統計書」を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

2023年版矯正統計年報によると、全国における令和5年新受刑者の能力検査値において、一般的に知的障害の疑いがあると判断される能力検査値69以下の者は19.1%であり、テスト不能の判定を受けた者を含めると21.7%になります。

犯罪をした者等の中には、各種保険医療や福祉サービスを受けられたにもかかわらず、これまで適切に繋がっていなかったため、再犯に至った者も少なくありません。

県においても、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対応する取組を進める必要があります。

【国・民間団体による取組】

- ・那覇保護観察所では、福祉専門職員が配置されている更生保護施設や自立準備ホームに対して、地域の保健医療・福祉サービス等につなげていくための処遇の委託などを行っています。

また、心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察について、裁判所の求めに応じて生活環境調査を行い、指定の医療機関による継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察等を行って、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図っています。

- ・沖縄刑務所、沖縄少年院及び沖縄女子学園では、高齢又は障害を有する者であって、かつ適当な帰住予定地がなく、出所後に福祉サービス等が必要な者については、那覇保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の確保や福祉・医療サービスの利用等の特別調整を行っています。

- ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、医師による診察を実施し、出院後に引き続き医療面のケアが必要な在院者については、紹介状の作成等を行っています。

・那覇少年鑑別所では、那覇地方検察庁及び保護観察所等の関係機関からの依頼により、知的障害や発達障害、認知症等が疑われる対象者に対しては、障害の程度をアセスメントするための手段として、面接や個別知能検査等を実施しています。

・那覇地方検察庁では、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢、障害等により福祉的支援（医療的支援を含む）が必要であり、かつ、支援を行うことが適当と認められる者については、勾留中の被疑者段階から那覇保護観察所、福祉関係機関及び弁護士会等と連携して、対象者の住居の確保や就労支援、その他の福祉的措置につなげるなどの取組を行っています。（入口支援）

・更生保護施設がじゅまる沖縄は、高齢または精神・知的等の障がいにより特に自立が困難な矯正施設出所者等を受け入れる、高齢・障害者受入施設として指定されています。同施設では県地域生活定着支援センターや関係自治体等と連携を図り、これらの者に対し福祉施設への入所、生活保護の申請などの支援を行っています。

【県における具体的な施策】

・高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援（出口支援）を行います。

また、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする者に対しても、釈放後直ちに福祉サービスが利用できるよう、調整・支援（入口支援）を行い、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。（生活福祉部）

・認知症の高齢者、精神障害、知的障害など、判断能力が十分でない者の権利を擁護し、地域で自立した生活を送れるよう支援することを目的に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理等を実施する日常生活自立支援事業（実施主体：沖縄県社会福祉協議会）の実施を支援します。（生活福祉部）

・生活困窮者等が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成等様々な支援を包括的かつ計画的に取り組みます。（生活福祉部）

・障害福祉圏域（５圏域）ごとに障害者相談支援業務に精通するアドバイザーを配置し、地域で対応が困難な事例に係る助言や相談支援従事者のスキルアップに向けた指導等を行い、地域における相談支援体制の整備を推進します。（生活福祉部）

・発達障害者支援センターにおいて、発達障害児（者）及びその家族に対して相談支援を行うとともに、関係機関への助言を行うなど、関係機関と連携し発達障害児（者）の支援体制整備を推進します。（生活福祉部）

・医療・保健・福祉が連携し、「協働」による支援体制整備を目的としたコーディネーターを各障害福祉圏域に配置し、精神障害者の地域移行・地域定着支援の促進を図ります。（生活福祉部）

・障害者総合支援法第 58 条の規定に基づき、精神障害者の精神治療の通院医療費について、保険及び自己負担分を除く額を公費負担します。また、沖縄県復帰特別措置法に基づき、精神障害者の精神治療の通院医療費について、自己負担分を公費で負担します（訪問看護は除く）。（保健医療部）

・生活保護を必要とする者に対し、その困窮の程度に応じて必要な扶助費を支給します。（生活福祉部）

・地域で暮らす高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行う地域包括支援センターの職員等に対し、専門性の向上を図るための研修を実施します。（保健医療介護部）

・市町村において、地域福祉計画の策定及び改定の際に、高齢者や障害のある犯罪をした者等に対する福祉的支援の推進について盛り込むことができるよう会議等を開催し、計画策定・改定を支援します。（生活福祉部）

(2) 薬物、アルコール依存を有する者への支援

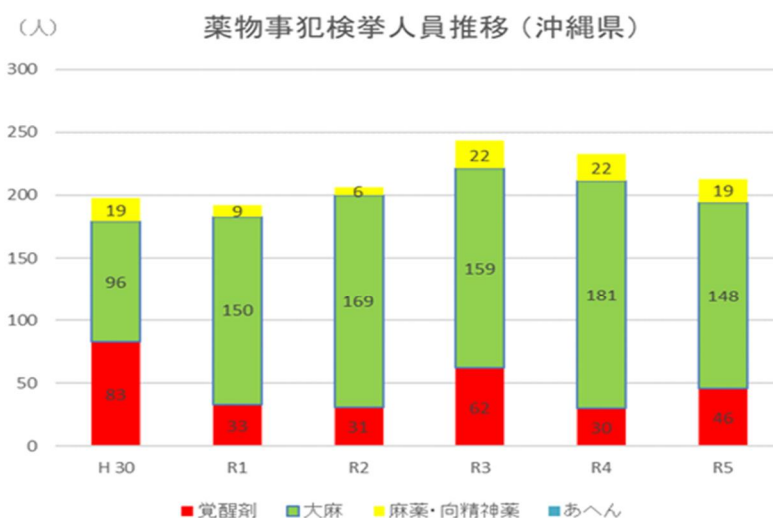
【現状と課題】

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、国においてはこれまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援が進めてきました。

薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより、本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることについての普及啓発、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等や、更に、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムが実施されてきました。

しかしながら、国の第二次計画において、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療に携わる人材・機関がいまだ十分とはいえない状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移していること、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど若年者を中心とした大麻の乱用が拡大している事等の課題があげられており、これらの課題への対応として、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実や、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援が実施できるよう、連携体制を強化していく必要があるとしています。

県内の状況ですが、薬物事犯検挙人員は増加傾向となっており、令和5年は213人で、薬物別にみますと、覚醒剤が46人と全体の21.6%、大麻は148人と全体の69.5%となっており、覚醒剤と大麻で91.1%を占めています。

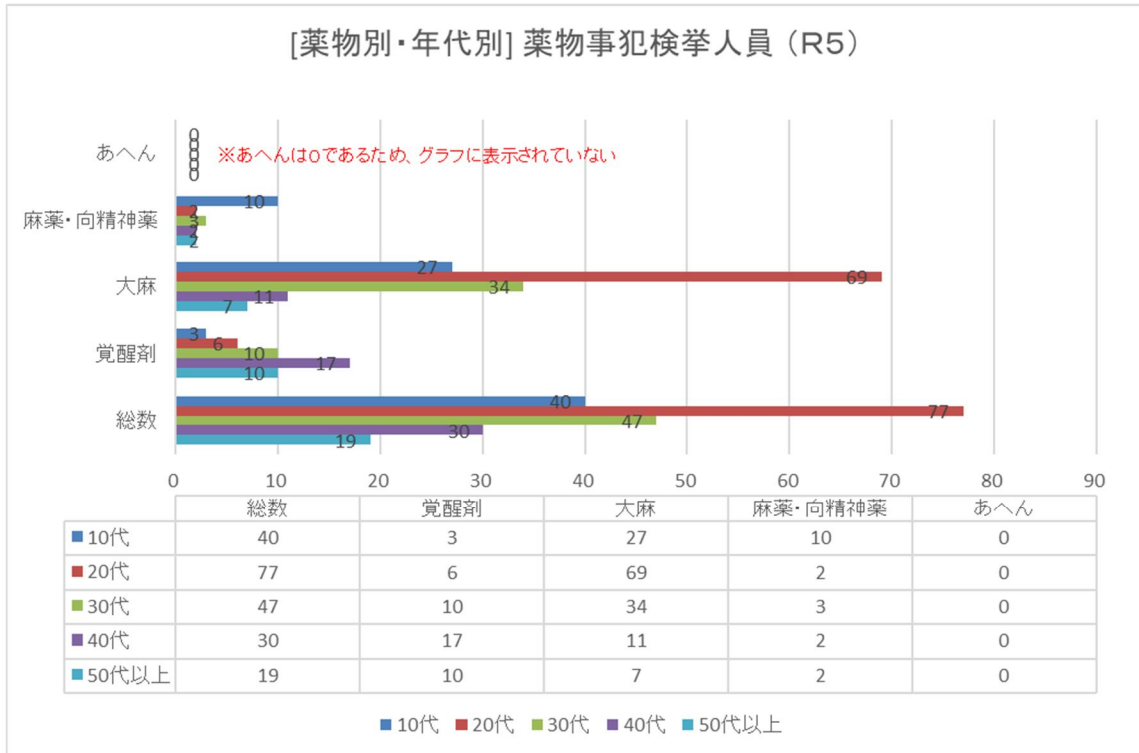


※あへんは0であるため、グラフに表示されていない

厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」を基に沖縄県生活福祉部福祉施策課作成

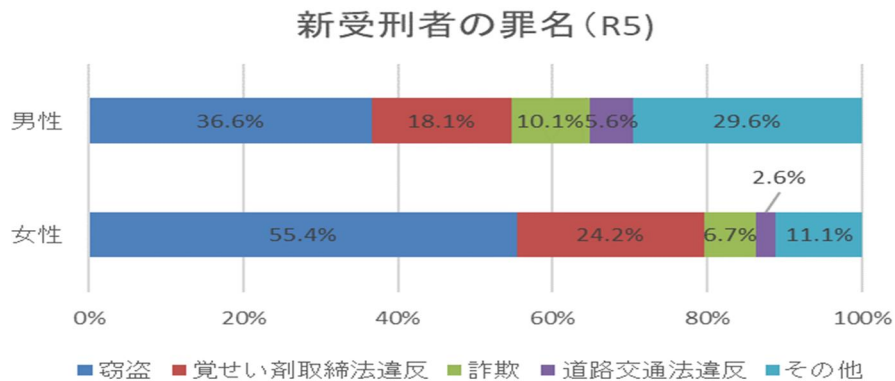
年代別にみると、10代が40人、20代が77人、30代が47人、40代が30人、50代以上が19人となっております。

特に、近年全国的に問題となっている大麻事犯の検挙者は、県内でも増加しており、大麻事犯の年代別検挙人員は、10代が27人で18.3%、20代が69人で46.6%、30代が34人で23.0%となっており、10代から30代までの合計で全体の8割以上を占めており、若年層を中心とした大麻乱用の拡大といった問題が顕在化しています。



沖縄県警察本部、九州厚生局沖縄麻薬取締支所、第十一管区海上保安本部への調査(R5年)を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課で作成

全国の令和5年新受刑者の罪名別割合は、覚醒剤取締法違反が約2割を占めており、特に女性では24.2%を占めています。また、覚醒剤取締法違反は、他の犯罪と比べて再犯リスクが高いことから、関係機関と連携した支援体制を構築していくことが重要です。



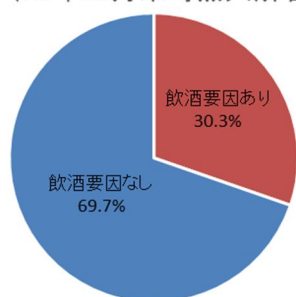
法務省「2023年版矯正統計年報」を基に
沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

沖縄県では、アルコールに起因する犯罪も問題となっています。

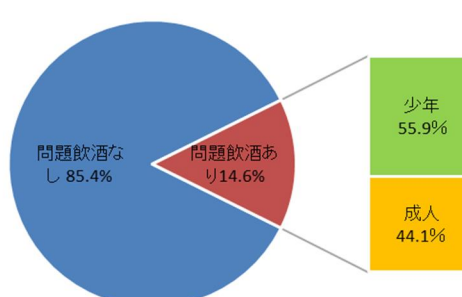
沖縄刑務所における令和5年12月末現在入所者198人中、飲酒下での犯罪件数は60人で、全体の約3割を占めます。

また、那覇保護観察所において令和5年12月末現在に保護観察中の者465件中、問題飲酒対象者は68件で全体の約2割を占め、うち少年が38件で約半分を占めます。

飲酒下での犯罪割合
(R5年12月末時点入所者)



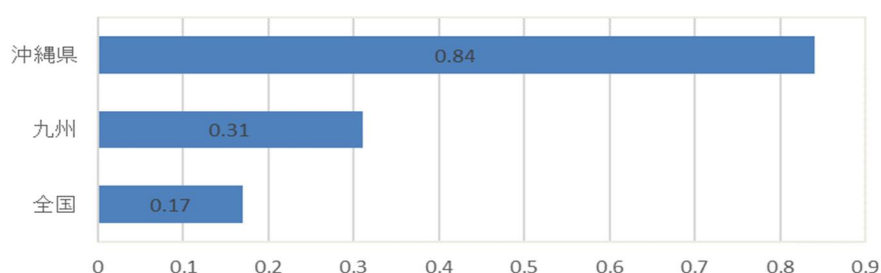
保護観察人員における問題飲酒対象者
(R5年12月末時点)



令和5年中の沖縄県の飲酒運転検挙件数は1,154件となっており、平成30年の2,222件をピークに令和元年以降減少傾向にありましたが、令和5年は令和4年の1,025件から129件の増加に転じています。

令和5年の人口1,000人当たりの検挙件数は0.84件で、九州平均0.31件の約2.8倍、全国平均0.17件の約5倍となっています。また、令和5年中の飲酒絡み人身事故の構成率は、全国平均の約3.2倍となっており、全国ワースト1位となっています。

人口1,000人当たりの飲酒運転検挙件数 (R5)



沖縄県警察本部「令和6年飲酒運転根絶活動マニュアル」を基に
沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

過度なアルコール摂取は理性や判断力を鈍らせ、犯罪や非行につながる要因となることも多いことから、再犯防止のためには、アルコール対策が重要となります。

【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、保護観察対象者に対する「薬物再乱用防止プログラム」、「飲酒

運転防止プログラム」を実施しているほか、薬物依存回復訓練施設での回復訓練や、自助グループへの参加を積極的に働きかけています。また、依存者の家族・引受人を対象とした引受人講習会（座談会を含む）の開催や、若年層に対しては、成人同様、個別対応とともに、本人の特性に鑑み、任意でのプログラム実施等、個々に応じた処遇及び社会資源の情報提供等を行っています。

・沖縄刑務所では、特別調整対象者及び特別調整に準ずる者であって、依存症を有する者については、必要に応じて依存症回復施設を帰住先とした調整を行っています。また、特別改善指導として薬物依存離脱指導、一般改善指導として酒害教育、アルコール依存回復プログラムを実施しています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、覚醒剤、大麻その他の薬物に対する依存等がある在院者に対して、特定生活指導として「薬物非行防止指導」の実施や外部講師による講話及びグループワークを実施しています。また、大麻使用歴のある在院者に大麻に関する指導を行っています。

・沖縄少年院では、飲酒と非行の結び付きが顕著で、個別に指導を要するケースが増加したことから、講義形式又はグループワーク形式による「アルコール関連問題指導」を実施しています。当該指導では、医師による講義や依存症から回復した当事者の体験談を伝えるセッションなども盛り込んでいるほか、民間病院の専門家を招いての特別プログラムも実施しています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、依存症を有する在院者が出院後に切れ目のない支援を受けられるようにするため、在院中から民間リハビリ施設の紹介や見学を行っています。

・那覇少年鑑別所では、健全育成のための働きかけの一つとして、希望する在所者に対しては、「酒害講座」を受講させているほか、薬物非行に対する問題意識を高めさせるための助言や録音教材を利用した注意喚起を図っています。

・那覇地方検察庁では、令和4年1月から、起訴猶予や単純執行猶予となった薬物初犯者のうち、支援を希望する者については、勾留中の被疑者段階から、九州厚生局沖縄麻薬取締支所と連携して、薬物再乱用防止の取組を行っています。

・九州厚生局沖縄麻薬取締支所では、薬物乱用経験者に対して、精神保健福祉士等の資格を有する職員が、ワークブックを用いた個別面談形式の断薬支援、関係機関への引継ぎ支援等を実施しています。

・九州厚生局沖縄麻薬取締支所では、薬物乱用者本人だけではなく、家族等への相談支援も積極的に実施しています。また、薬物乱用を未然に防ぐための広報・啓発活動についても実施します。

・県内の更生保護女性会では、更生保護施設や薬物依存回復施設で昼食を作って提供するなどの支援を行っています。

・更生保護法人沖縄県更生保護協会では、問題飲酒で困っている家族等を対象としたワークショップ・相談会を実施しています。

・更生保護施設がじゅまる沖縄では、保護観察所が実施している薬物・飲酒運転等の教育プログラム受講対象者に対し、施設内においても同様に振り返りの面接を実施し、自身の課題についてより深く考えるようサポートしています。

特に薬物やアルコールに課題を持つ被保護者に対しては、施設内において自助グループを作り、DVDの鑑賞やミーティングを実施しています。

また必要に応じて、カウンセリングの実施や外部講師に講話を依頼しています。

・民間の依存症回復施設においては、回復プログラムの実施や家族などへの相談支援、啓発等を実施しています。また、連携施設である生活訓練事業所 START との連携を深め、県内在住の方へ依存症回復プログラムを提供します。

・民間依存症回復施設の中には、若年層への取組として、沖縄少年院や沖縄女子学園において行われている「薬物非行防止指導」や依存症回復に係る講話及びストレスコーピング実技指導等へスタッフを派遣する等の支援や、指導を通じて当事者と関係構築を図り、出院後も継続した相談やサポートを行っていたり、若年層を含む女性の支援対象者に対して、外部講師を月一回招聘し、トラウマや生きづらさからの回復プログラムを実施している施設もあります。

【県における具体的な施策】

・若年層を含む初期の薬物依存症者を対象として、認知行動療法を用いた薬物依存症回復支援プログラムを無料で受講出来る薬物再乱用防止教室を実施します。（保健医療部）

・薬物乱用防止講演会や街頭キャンペーン等を通して、県民一人一人の薬物乱用問題に対する認識を高める啓発活動に取り組みます。特に「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーンでは中学生・高校生ボランティアと共に若年層への啓発活動に取り組みます。（保健医療部）

・若年層を含む薬物依存の問題を抱える者やギャンブル障害の問題を抱える者に対し、

SMARPP、SAT-Gなどの認知行動療法を用いた回復支援プログラムを実施し、依存症回復へのサポートを行います。（保健医療部）

- ・ 県総合精神保健福祉センターや県各保健所において、依存症に悩む本人や家族の相談に対応し、必要な場合は医療機関等関係機関と連携を図りながら支援を行います。（保健医療部）

- ・ 依存症の専門医療機関を指定し、県ホームページや相談窓口において周知を図ります（保健医療部）

- ・ 沖縄刑務所の受刑者に対し、特別改善指導の一環として飲酒運転根絶等の交通安全講話を実施します。（県警本部）

- ・ 大麻等薬物乱用に対する正しい知識や有害性に関する「薬物乱用防止教室」を開催するなど、児童生徒の薬物乱用防止教育の推進を図ります。（県警本部）

- ・ 各学校（小・中・高）では、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育等の関連教科において、大麻等薬物乱用に対する正しい知識や有害性について学習するとともに、警察及び専門家等による「薬物乱用防止教室」を開催するなど、組織的・計画的な指導計画のもと、薬物乱用の未然防止の観点から、学校教育活動全体を通して薬物乱用防止教育の推進を図ります。（教育庁）

4. 非行の防止と学校等と連携した修学支援

(1) 非行の防止

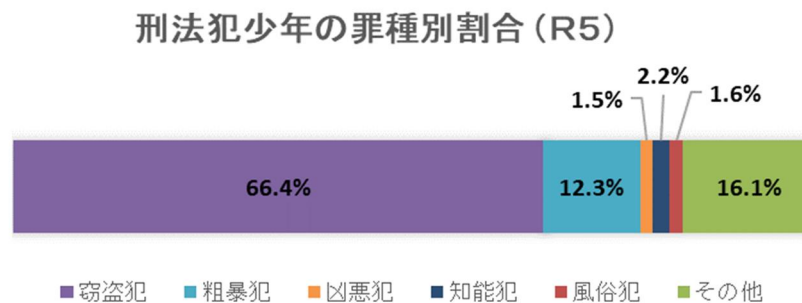
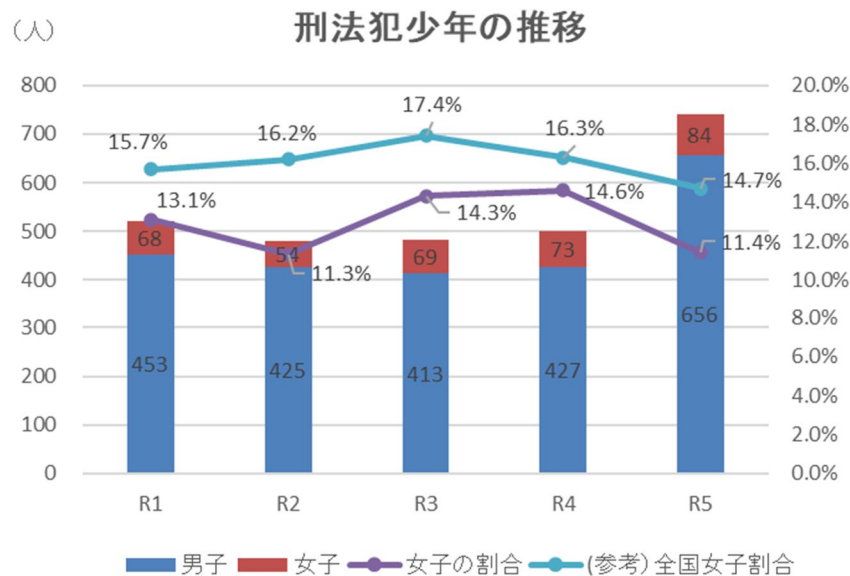
【現状と課題】

令和5年中に県内で検挙・補導された非行少年は、828人でした。内訳は、刑法犯少年740人、特別法犯少年79人、ぐ犯少年9人となっています。

成人も含めた全刑法犯の検挙・補導人員に占める少年の割合は、犯罪少年13.2%、触法少年9.3%と併せて22.5%となっています。

また、刑法犯少年に占める女子の数は、令和5年は84人と全体の11.4%で、全国平均の14.7%と比較して3.3ポイント低い状況です。

刑法犯少年の罪種別割合は、窃盗犯の66.4%と、粗暴犯の12.3%で大半を占めています。

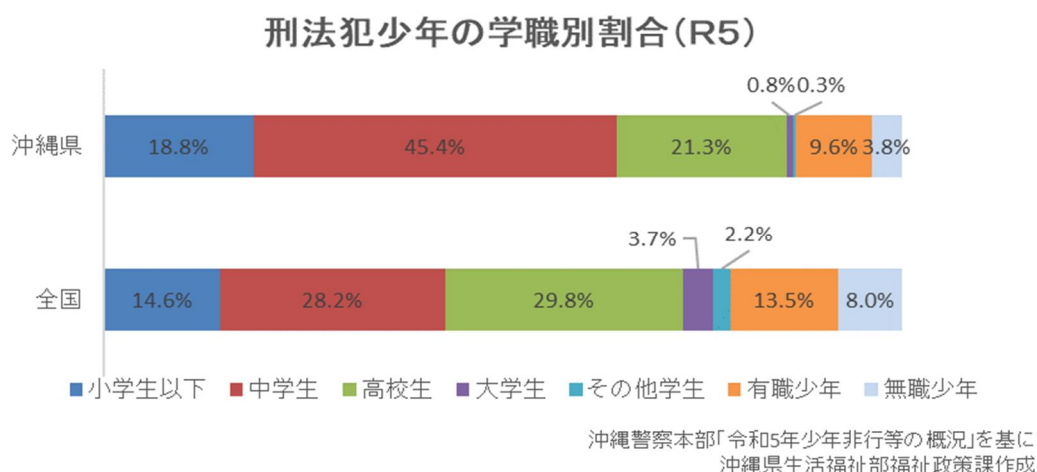


沖縄県警察本部「令和5年少年非行等の概況」を基に
沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

刑法犯少年の学職別割合は、全国平均では高校生が一番高いのに対し、沖縄県では中学生がもっとも高く 45.4%で、小学生以下を含めると 64.2%を占めております。

県の第一次計画策定時の平成 30 年は、小学生以下が 7.1%、中学生が 56.3%で、計 63.4%となっており、令和 5 年と比較すると、0.8 ポイントの増となっており、低年齢層における非行が目立っております。

本人や親、家族の責任だけでは非行の問題解決は難しいことが多いことから、今後も継続的に学校や地域、専門家が連携して支援していく必要があります。



【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、保護観察中の中学生が在学する中学校と担当保護観察官又は担当保護司との連携に努めるほか、保護観察中の高校生等が在学する学校と、当人が秘匿しているか否かに留意しながら必要に応じて連携しています。

また、毎年 7 月を強調月間として行われる法務省主催“社会を明るくする運動”において、各地域で再非行防止活動を啓発する取組の一環として、小・中学生を対象とした作文コンテストを実施しています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、県内の学校関係者等の団体による施設参観を積極的に受け入れており、少年院の業務のみならず、少年保護手続きの仕組み、特定の非行（薬物、窃盗、性など）の防止、児童・生徒の行動理解及び指導方法なども説明しています。

・なは法務少年支援センター「波之上こころの相談所」では、地域社会における非行及び犯罪に関する諸問題について、少年、保護者、関係機関等に対して、必要な情報の提供、助言及び心理的援助等を行っています。

また、学校や市町村で開かれる問題行動や非行のある生徒のケース会議等に参加し、専門的立場からの助言、情報提供等を行っています。

・県内の保護司会では、中学校ごとに担当保護司を配置し、学校主催の連絡協議会に参加

して情報共有を図るとともに、あいさつ運動やパトロール活動に協力するなどして、学校や地域社会との連携強化を図っています。

- ・県内の更生保護女性会では、小学校での子育て支援、小中学校でのあいさつ運動や見守りパトロールのほか、不登校児や特別支援対象生徒への居場所づくり活動等にも協力しています。

- ・沖縄県就労支援事業者機構では、停学中の高校生に対し非行防止を目的に、面談や就業体験を行っています。

【県における具体的な施策】

- ・暴走行為等で検挙された非行少年や保護者等に対し、面接による助言活動に取り組みます。（県警本部）

- ・少年及び保護者と継続的に連絡、面接を実施し、相互の信頼関係を構築し、求めに応じて指導・助言を行います。

また、少年の社会奉仕体験活動、生産体験活動、スポーツ活動等を通して少年の立ち直り支援活動を実施します。（県警本部）

- ・子供の問題行動に悩む保護者や様々な課題を抱えた支援を要する保護者に対し、精神科医、大学職員、臨床心理士等、専門家による講話やカウンセリング、グループ検討会を通じた支援を実施します。（県警本部）

- ・専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を配置し、少年相談、継続的な補導、被害少年に対する継続的な支援、少年の非行防止上必要と認められる活動等を実施します。

また、少年非行問題に関する専門的な知識、技能を有する少年警察調査官を配置し、少年補導職員を指揮、監督し、専門的知見をいかした少年の非行防止及び健全育成上必要な活動等を実施します。（県警本部）

- ・児童生徒の非行防止及び健全育成に資する活動を行うため、スクールエリア内の中学校からの要請に基づき、スクールサポーターを学校へ派遣し、警察、教職員、少年警察ボランティア等と連携し、非行グループの補導・解体、非行少年等の居場所づくり・立ち直り支援、非行少年等の保護者や担任等に対する助言・指導等、少年の健全育成、立ち直り支援活動を実施します。（県警本部）

- ・少年警察ボランティア活動において、警察の行う少年の補導活動等を地域住民に直結せしめ、住民との連帯活動により非行少年等の早期発見、補導及び少年の居場所づくりや立ち直り支援、環境浄化活動を推進し、少年の非行防止とその健全育成を行います。（県警

本部)

- ・問題を抱える中学校及び同校区内の小学校を中心としたスクールエリアを指定し、規範意識や保護者の監護能力の向上、検挙・補導活動による非行集団の解体、学校や家庭及び地域を巻き込んだ立ち直り支援等を重点かつ集中的に実施し、少年の非行防止、健全育成を図ります。（県警本部）

- ・大学生少年サポーター制度において、問題行動や非行を犯したり、犯罪被害に巻き込まれ、その立ち直りに支援を要する少年に対し、非行防止及び健全育成活動、学習支援、居場所づくり等の立ち直り支援活動を実施します。（県警本部）

- ・4月から翌年3月までの間に5回以上の補導歴があり、家庭環境・地域の実情等から再補導のおそれがあると認められる少年に対し、少年及び保護者への面接や家庭訪問、規範意識向上対策、居場所づくり等の立ち直り支援などを実施し、少年の非行防止、健全育成を図ります。（県警本部）

- ・国、市町村、民間企業等関係機関と連携のうえ、「青少年の非行防止県民一斉行動」を実施し、青少年の非行・被害防止対策と安全・安心なまちづくりに向けた普及啓発を図るとともに、県民一体となって青少年による非行の未然防止に取り組む気運の醸成を図ります。（こども未来部）

- ・沖縄県子ども・若者総合相談センターである「子ども若者みらい相談プラザ sorae」において、社会生活を円滑に営む上で困難を有している39歳までの方からの相談に対応するほか、矯正・更生保護機関などと連携して、包括的な支援を行います。（こども未来部）

- ・非行や生活の乱れのために家庭生活や学校生活に困難を抱えた子どもに対し、児童相談所での相談、支援及び児童自立支援施設における受入を行います。（こども未来部）

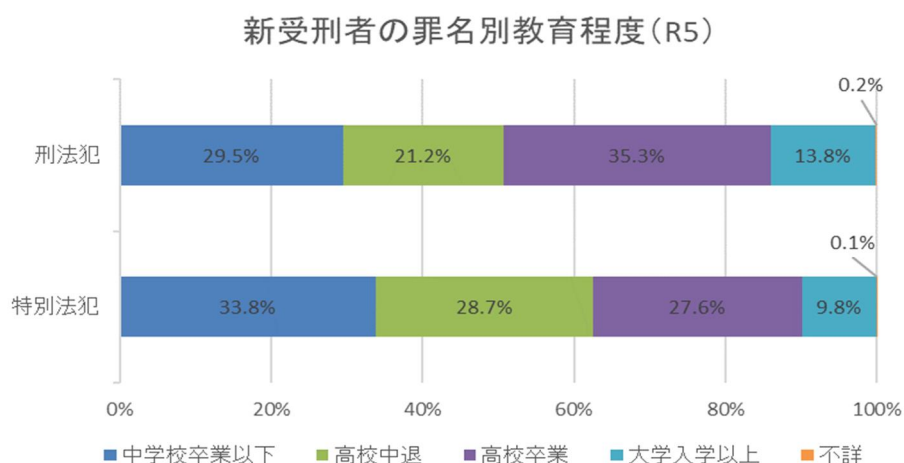
(2) 学校等と連携した修学支援

【現状と課題】

令和5年中における沖縄少年院及び沖縄女子学園の出院者28人中、修学支援対象者は1人となっており、修学を希望する者は多くありません。修学支援対象者のうち出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者はなしとなっています。

また、2023年版矯正統計年報によると、全国における令和5年新受刑者の罪名別教育程度において、中学校卒業以下である者は刑法犯では29.5%、特別法犯では33.8%となっています。

全国の高等学校等進学率が98.8%であるのに対し、犯罪をした者等の高等学校等進学率は約70%以下と低い水準になっています。



法務省「2023年版矯正統計年報」を基に沖縄県生活福祉部福祉政策課作成

人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに適切に学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために重要です。このことは、一度、犯罪・非行をした者等であっても同様であり、犯罪・非行を理由として学びが途絶えることなく、誰しもが能力に応じ、学校又は様々な学習機会を活用し、学びを継続することができる社会環境を構築することが重要です。

【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、中学生、高校生等の個別ケースにおいて、学校と適宜連携して復学、通学継続を図るなどの修学支援を行っています。

また、県内各地において学校担当保護司が日頃から中学校と連携して情報交換等を行っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、中学生が入院した場合、学校教育に準ずる内容の教

科教育を実施するとともに、当該在院者の学習の状況等を当該中学校に確実に連絡するほか、当該中学校との連絡協議会を開催するなど、在籍中学校との連携を深めています。

- ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、高等学校卒業程度認定試験の受験を督励し、希望者がいれば、同試験を実施しています。

- ・那覇少年鑑別所においては、在所者に対する学習の機会の付与として、希望者に対し外部講師による教科指導を行っています。

- ・県内のＢＢＳ会では、学校や保護司会と連携して保護観察対象者へ学習支援等を実施しています。

【県における具体的な施策】

- ・様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等に対して実施される「高等学校卒業程度認定試験」について、文部科学省から依頼を受け、受験案内の配布や試験運営の協力を行います。（教育庁）

- ・小学１年生から中学３年生（過卒生を含む。）までの生活保護世帯等の子どもを対象とした学習支援を実施します。また、学習支援専門員を配置し、家庭や学校への訪問、役場や教育委員会等との連携により、不登校の子の支援や高校中退防止、学習支援教室への継続通塾の支援等に取り組みます。（生活福祉部）

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、支援が必要な児童生徒の心理または児童生徒の置かれた環境に着目した指導支援を行います。（教育庁）

5. 犯罪をした者等の特性に応じた取組

(1) 犯罪をした者等の特性に応じた取組

【現状と課題】

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、国においてはこれまで、刑事施設における機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実が図られてきました。

また、特定少年（少年法で、罪を犯した18歳または19歳の者）を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策が進められてきました。

しかしながら、国の第二次計画において、矯正施設及び保護観察所における評価内容等の関係機関への引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないこと等の課題が示され、また、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要があるとされています。

県ではこれまで、犯罪をした者等の一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向け、対象者の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を丹念に紐解き、一貫性を持って継続的に働きかける等、個々の対象者の特性に応じた指導や相談等の取組を進めてきたところですが、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、犯罪をした者等の特性に応じた取り組みを進めていく必要があります。

【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、保護観察対象者に対する専門処遇として、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムを実施しています。また、交通事件による保護観察対象者に対して交通講習会や学習ブックを使用した交通学習を行っています。このほか、罪名・非行の内容、本人の特性に応じた個別処遇を行い、再犯防止に取り組んでいます。

・沖縄刑務所では、個々の受刑者の特性に応じて、特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴

力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労準備指導）及び一般改善指導（酒害教育、アルコール依存回復プログラム、暴力防止プログラム、社会復帰準備指導、ギャンブル等依存症指導、認知機能維持・向上プログラム）並びに補習教科指導を実施しています。

また、本人からの願い出により、教誨師や篤志面接委員による悩み相談等の指導を行っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、性非行を行った人には「性非行防止指導」、薬物依存を有する人には「薬物非行防止指導」、被害者の心身に重大な影響を与えた事件の加害者等には「被害者の視点を取り入れた教育」等、各在院者の犯罪や非行を踏まえた指導を行っています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、在院者の特性に応じた個人別矯正教育計画を策定し、教育活動を実施しています。発達上の課題を有する在院者の教育については、平成28年に法務省が策定した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を活用しています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、近隣の福祉施設の介護補助、公園の清掃、動物愛護管理センターでの動物の世話等の社会貢献活動を実施しています。

・沖縄女子学園では、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、平成29年から全国の女子少年院等とともに、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムを実施しています。

・なは法務少年支援センター「波之上こころの相談所」では、性非行又は粗暴非行に至った少年等を対象に、本人の同意を得た上で、認知行動療法を基本としたワークブックを実施する等して、非行性の改善につなげる働き掛けを行っています。

・更生保護法人がじゅまる沖縄では、県の委託事業としてDV加害者更生相談業務を行っています。

【県における具体的な施策】

・16歳未満の子供を対象とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について法務省からの情報提供を受け、その所在確認を実施しており、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなどの再犯防止に向けた措置を講じます。（県警本部）

・暴力団組織からの離脱支援、離脱者に対する就労支援に取り組みます。（県警本部）

【再掲】

・沖縄刑務所の受刑者に対し、特別改善指導の一環として飲酒運転根絶等の交通安全講話を実施します。（県警本部）【再掲】

・ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進していきます。（県警本部）

・DV 加害者に対し、暴力行為の変容を働きかけるとともに、加害防止のための予防教育を通し、男女の人権を尊重する意識を高めることを目的として、DV 加害者更生相談窓口を設置し、DV 防止教育等を実施します。（こども未来部）

・DV の現状及び被害者・加害者双方の心理状態、DV を生み出す要因となる社会構造等を理解することを目的としたワークショップや講座を開催します。（こども未来部）

6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。

再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われています。

民間協力者のうち保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとって、欠くことのできない存在です。

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会や BBS 会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、都道府県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。

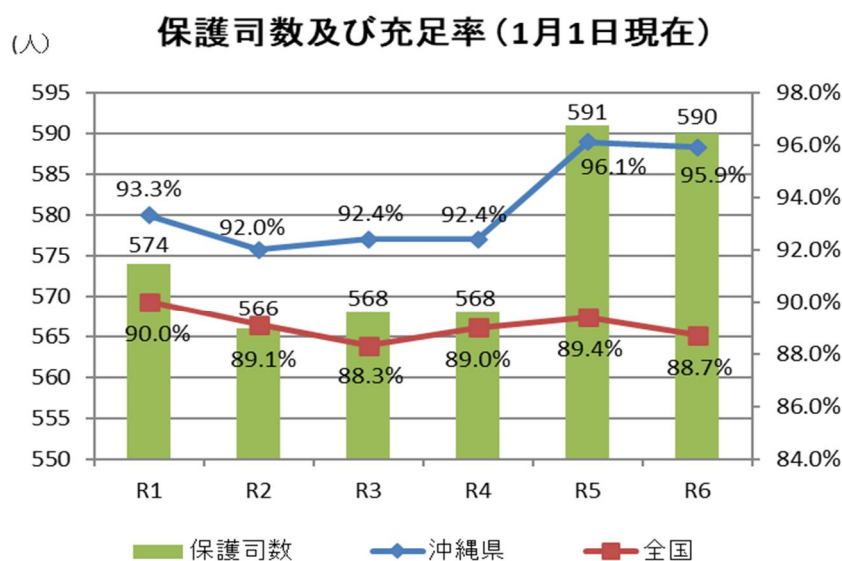
国は、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、その活動を一層促進していくことはもとより、より多くの協力者の方々に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があります、また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があるとしています。

国の第二次計画では、保護司について、高齢化が進み、担い手の確保が年々困難となっており、その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されており、こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があるとしています。

令和6年1月1日現在、県内の保護司の定数615人に対し、現員は590人となっており、充足率は95.9%と全国平均88.7%よりも高い状況ですが、職場の定年延長等を背景とした保護司の高齢化により10年間で約40%強が退任する状況にあります。

県ではこれまで、様々な機会を活用して、保護司会等の活動を周知し、積極的に広報啓発を行うとともに、再犯防止に貢献された方々を顕彰する取組等を進めてきましたが、引

き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、民間協力者の活動の促進のための取組を進めていく必要があります。



【国・民間団体による取組】

- ・那覇保護観察所では、県内各地の地方公共団体の支援を得て、那覇保護観察所管内全ての保護司会に更生保護サポートセンターを設置完了し、保護司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。また、保護司及び保護司組織の活動を支援するため、保護司実費弁償金を支給しているほか、更生保護ボランティア及び他の民間協力者に感謝状等の贈呈を行っています。

- ・沖縄刑務所では、犯罪をした者の特性に応じた取組を実施するに当たり、自助グループ、医療機関、依存症リハビリ施設、キャリアカウンセラー、介護支援専門員、飲酒運転撲滅の会、社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター、更生保護施設、市役所、県立総合精神保健福祉センター、県警察本部、教誨師、篤志面接委員等と連携し、指導に当たっています。

- ・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、篤志面接委員のほか、自助グループ、医療機関、更生保護施設等の機関や団体の専門家を招へいし、在院者に対する指導や講話を実施しています。また、功績が顕著な民間協力者に対し、感謝状を贈呈するなどして、活動の促進を図っています。

- ・那覇少年鑑別所では、在所者に対する健全な育成のための支援に功績が顕著な民間協力

者に対し、感謝状を贈呈するなどして、活動の促進を図っています。

- ・更生保護法人沖縄県更生保護協会では、沖縄県保護司会連合会、県内の保護司会、更生保護施設、沖縄県更生保護女性連盟及び沖縄県 BBS 連盟に助成しています。

- ・沖縄県保護司会連合会及び更生保護法人沖縄県更生保護協会は、那覇保護観察所と連携し、保護司の研修、保護司の人材確保の促進のほか、保護司会の任務に関する連絡調整に努めています。

- ・沖縄県就労支援事業者機構では、協力雇用主会の活性化、登録促進を目的に活動費を助成するほか、研修会や情報交換会などを実施しています。

【県における具体的な施策】

- ・長年更生保護に従事された功労保護司に対して、知事感謝状の贈呈を行います。（生活福祉部）

- ・県職員の退職者説明会の際にパンフレットを配布する等保護司活動に関する情報提供を行い、保護司確保の取組への協力を行います。（生活福祉部）

- ・更生保護法人等が行う更生保護事業や更生保護ボランティアの活動について、周知等の必要な協力を行います。（生活福祉部）

- ・少年警察ボランティアに対し、ボランティア保険への加入、資質向上のための研修会への支援等、安定的な活動が継続できるよう支援します。（県警本部）

(2) 広報・啓発活動の促進

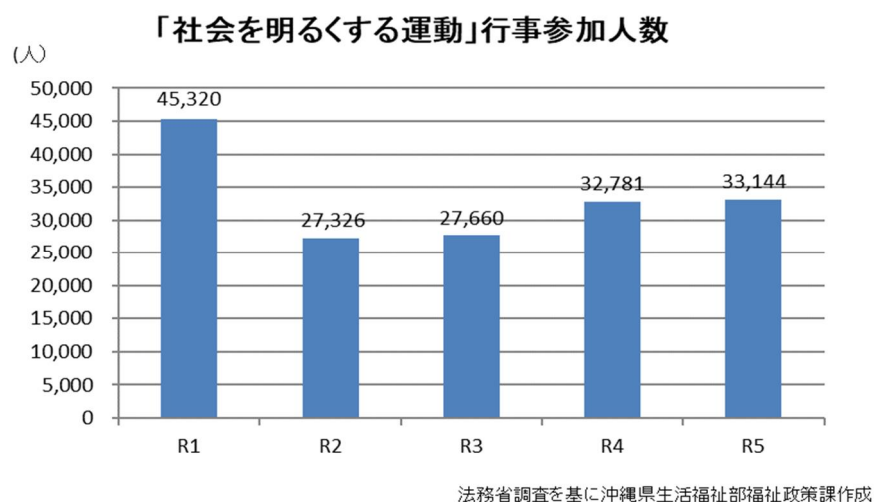
【現状と課題】

犯罪をした者等が社会復帰するためには、自らの努力を促すことはもちろんですが、地域社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、再び地域社会を構成する一員となることを支援することも重要です。

県では、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の沖縄県推進委員会委員長に沖縄県知事が就任し、7月の強調月間での知事メッセージの発出や、沖縄県更生保護大会での作文コンテストの表彰及び功労保護司への知事感謝状の贈呈等を行っています。

しかしながら、再犯防止や更生保護といったことは県民にとって必ずしも身近に感じられておらず、関心や理解が進んでいないといった状況があります。

誰もが予期せず加害者、被害者やその家族になることも考えられ、決して他人事ではなく、もっと身近な問題として、地域で生活する県民の理解を得ていく必要があります。



【国・民間団体による取組】

・那覇保護観察所では、7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間・再犯防止啓発月間として、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、県民に対して広く広報啓発を行っています。

また、大学や社会福祉士実習等で保護観察官が更生保護制度の講義を行っています。

・沖縄刑務所では、施設見学の受入を更生保護機関だけでなく、法曹関係の学部生を中心に大学等の教育機関に対し行っているほか、矯正展等のイベントを当所以外にも、県庁、名護、金武、読谷、鹿児島県与論町等の各地で実施することで、矯正の現状や取組等を積極的に周知しています。

・沖縄少年院及び沖縄女子学園では、各種行事、施設参観、糸満市役所での展示や糸満市健康福祉まつりにおける展示等を通して、矯正教育に関する広報・啓発活動を行っています。

・那覇少年鑑別所では、子ども・若者育成支援強調月間である11月をめぐり、非行や犯罪の防止に携わる関係機関や民間協力者等を招き、地域援助推進協議会を企画・開催することで、地域援助業務の社会への定着や浸透を目指した広報活動を行っています。

・沖縄県保護司会連合会、沖縄県更生保護女性連盟、沖縄県BBS連盟、更生保護法人沖縄県更生保護協会ほか多くの民間団体が、「社会を明るくする運動」沖縄県推進委員会に参画して活動しています。

・県内の保護司会では、地域内の市町村や更生保護女性会等と連携して「社会を明るくする運動」の地区推進委員会を立ち上げ、広報・啓発に努めています。

・沖縄県就労支援事業者機構では、地域住民の理解と協力を求め、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進する事を目的に、更生保護活動、再犯防止活動や協力雇用主活動等をテーマとした「地域のチカラ講演会」を実施しています。また、有効な媒体を活用した広報・周知活動を行います。

・更生保護施設がじゅまる沖縄では、地域住民の理解を求めるため首里平良町自治会に対し、施設の行事の案内や機関誌「更生保護おきなわ」等を配布します。

【県における具体的な施策】

・保護司と保護観察対象者等の自宅以外の面接の場として、公民館を含めた公共施設の利用が可能となるよう、市町村に対し協力依頼等の働きかけを行います。（生活福祉部）

・社会を明るくする運動や沖縄県更生保護大会など矯正施設、更生保護関係機関等が主催する運動、会議への参加やイベントの後援等のほか、市町村などへの周知啓発を行います。（生活福祉部）

・県民の理解を促進するため、県施設を活用したミニ矯正展や更生保護展を開催します。（生活福祉部）

第四章 計画の推進

1. 計画の推進・連携体制

沖縄県における行政内部での計画の推進にあたっては、生活福祉部を中心に福祉、就労、住居、医療、教育、刑事などの分野を担当する関係部署と緊密な連携を図りながら、県政の様々な分野で横断的な施策を推進します。

再犯防止の推進を一層効果的・効率的に支援するため、国との適切な役割分担を踏まえ、支援のあり方など幅広い検討を進めます。

また、国の機関、民間団体、沖縄県等で構成する「沖縄県再犯防止推進計画検討委員会」において、再犯防止施策に関する協議・検討を行います。

2. 計画の進捗管理

毎年度、県全体の推進の進捗状況等の検討及び評価を実施し、その結果を「沖縄県再犯防止推進計画検討委員会」に報告し、助言や提言を求めながら、適切な進捗管理に努めます。

また、計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて沖縄県再犯防止推進計画に反映していきます。

第五章 参考資料

1. 用語解説

【あ行】

入口支援（いりぐちしえん）

刑事司法手続の入口（起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる）段階にある被疑者・被告人で、高齢または障がい等により福祉的支援を必要とする者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が関係機関、団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組。

医療観察制度（いりょうかんさつせいど）

心神喪失又は心神耗弱の状態で、殺人、放火等の重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度。

入院決定を受けた人については、厚生労働省所管の指定入院医療機関による専門的な医療が提供され、通院決定を受けた人及び退院を許可された人については、原則として3年間、厚生労働省所管の指定通院医療機関による医療が提供されるほか、保護観察所による精神保健観察に付され、必要な医療と援助の確保が図られる。

沖縄県においては指定入院医療機関として国立病院機構琉球病院、指定通院医療機関として36施設（令和6年4月1日現在）が指定されている。

【か行】

科料（かりょう）

犯罪行為に対する刑事制裁であって、一定金額の国庫への納付が強制される財産刑の一種である。

観護の措置（かんごのそち）

家庭裁判所において審判を行うため必要があるときに執られる措置であり、家庭裁判所の調査官の観護に付される場合と、少年鑑別所に送致される場合の2種類がある。

鑑別（かんべつ）

医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。

起訴猶予（きそゆうよ）

犯罪の疑いが十分にあり、起訴して裁判で有罪に向けて立証することも可能だが、特別な事情に配慮して検察が起訴しないこと。比較的軽い犯罪で、本人が深く反省していた

り、被害者と示談したりした場合に選択する。

教誨師（きょうかいし）

被収容者のうち宗教を信仰する者や関心を持つ者に対し、既成宗教の教義に基づく宗教上の説話、宗教行事、読経等を講じる民間の篤志家である宗教家をいう。

矯正施設（きょうせいしせつ）

犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所のこと。

協力雇用主（きょうりよくこようぬし）

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。県内の協力雇用主登録企業名は外部に公表していない。

ぐ犯少年（ぐはんしょうねん）

少年法で規定される非行少年の一種。性格・環境に照らして将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる虞（おそれ）のある少年。（少年法第3条第1項第3号）。

刑罰（けいばつ）

犯罪に対する法的効果として、国家および地方自治体によって犯罪をおかした者に科せられる一定の法益の剥奪。

刑法犯（けいほうはん）

刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強制性交等・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。

刑事施設（けいじしせつ）

刑務所、少年刑務所、拘置所の3つをさす。

刑務所（けいむしょ）

法令に違反し、裁判の結果、刑罰に服することとなった者を収監する刑事施設である。県内には、沖縄刑務所の1箇所。

検挙（けんきょ）

犯罪について被疑者を特定し、送致・送付または微罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。

検挙率（けんきょりつ）

その年の刑法犯の検挙件数を、被害届を受理したり通報を受けたりして犯罪の発生を認知した件数で割った数。

検察庁（けんさつちょう）

警察から送致された事件について、検察官が自ら被疑者・参考人の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたり、自らが捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、最終的に被疑者について裁判所に公訴を提起するかしないかの処分を決定する。県内には那覇地方検察庁、沖縄支部、名護支部、平良支部、石垣支部がある。

更生緊急保護（こうせいきんきゅうほご）

刑務所を満期で出所した人、刑の執行猶予、起訴猶予や罰金などの処分を受け、身体の拘束を解かれた人のうち、親族等からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、保護観察所が必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

更生保護サポートセンター（こうせいほごさぽーとせんたー）

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。県内8箇所の保護区全てに設置済み。（那覇、南部、中部南、中部、中部北、北部、宮古、八重山）

更生保護事業（こうせいほごじぎょう）

犯罪や非行をした人たちの改善更生を助けることを目的とした公益性の高い事業であり、継続保護事業、一時保護事業、連絡助成事業の3種類に大別される。

更生保護施設（こうせいほごしせつ）

犯罪や非行をした人のうち、頼る人がおらず帰る場所がない人たちに一定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活や就労に関して様々な助言をして、その再出発を支える民間の施設。全国に102施設あり、定員は2,399人（令和5年4月1日現在）。県内には2施設ある（更生保護施設がじゅまる沖縄：定員男子20人、更生保護施設やんばる青年隊：定員男子10人）。

更生保護女性連盟（こうせいほごじょせいれんめい）

一人ひとりが人として尊重される社会、だれもが心豊かに生きられる社会を目標に、更生保護に協力する女性によるボランティア団体。

更生保護法人（こうせいほごほうじん）

更生保護事業を営む目的で、法務大臣の認可を受け設立された法人。

拘置所（こうちしょ）

法務省設置法上の名称で、罪責の確定していない被告人、被疑者を収容し、かつ確定した死刑囚をも拘禁する施設。県内には、福岡矯正管区内那覇拘置支所及び宮古拘置支所の2箇所ある。

【さ行】

再入者率（さいにゅうしゃりつ）

入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率。

再入率（さいにゅうりつ）

出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率。

再犯（さいはん）

以下の要件を満たす場合に、刑法 56 条の再犯（さいはん）となる。前に懲役に処せられた者であること。前刑の執行を終わった日又は執行の免除があった日から 5 年以内に今回の犯罪が行われたこと。今回の犯罪について有期懲役に処すべき場合であること。

再犯者率（さいはんしゃりつ）

検挙等された者の中で、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを見る指標。

再犯率（さいはんりつ）

犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行う確率をみる指標。

自助グループ（じじょぐるーぷ）

アルコール依存等、様々な問題を抱えている本人や家族等の当事者同士が自発的に繋がり、互いに励まし合いながら問題の克服を目指す集団。

執行猶予（しっこうゆうよ）

有罪判決により刑の言い渡しは行うが、刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に再犯をせずに経過すると、刑の言い渡しの効力を消滅させる制度。

児童自立支援施設（じどうじりつしえんしせつ）

不良行為やその恐れのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童を入所または通所させ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設。県

内には1施設ある（県立若夏学院）。

社会を明るくする運動（しゃかいをあかるくするうんどう）

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。毎年7月を強調月間としている。

住宅確保要配慮者（じゅうたくかくほようはいりょしゃ）

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者。

就労支援事業者機構（しゅうろうしえんじぎょうしゃきこう）

各県経済界の協力を得て、事業者の立場から、犯罪した者や非行をした少年の就労を支援し、円滑な社会復帰を助けることによって、県内の安心・安全な社会づくりに貢献する組織。

少年院（しょうねんいん）

家庭裁判所において、保護処分として少年院送致の決定がされた少年に対し、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設。県内には、沖縄少年院と沖縄女子学園がある。

少年鑑別所（しょうねんかんべつしょ）

家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。県内には、那覇少年鑑別所がある。

少年刑務所（しょうねんけいむしょ）

26歳未満の受刑者を收容する刑務所のこと。全国に6箇所、県内にはなく、九州では佐賀少年刑務所がある。

触法少年（しょくほうしょうねん）

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（少年法3条1項2号）。

自立準備ホーム（じりつじゅんぴほーむ）

社会の中に更に多様な受け皿を確保する方策として、平成23年4月から「緊急的住居確保・自立支援対策」が開始され、保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者、

保護観察所が、宿泊場所の供与と生活指導等を委託するものである。この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼び、その形態は、事業者が管理する施設、一軒家、アパートの一室等様々である。

精神保健観察（せいしんほけんかんさつ）

医療観察制度により通院決定を受けた患者について、保護観察所が、指定通院医療機関、都道府県、市町村と協議の上、個別処遇の実施計画を作成し、保護観察所に配置された社会復帰調査官が居宅を訪問するなどして本人と接触し、必要な医療を受けているかどうかやその生活状況を見守り、必要な指導や助言を行うもの。

粗暴犯（そぼうはん）

暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合の罪を犯した者。

【た行】

地域生活定着支援センター（ちいきせいかつていちゃくしえんせんたー）

高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援をおこなうことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もってこれらの者の福祉を増進することを目的とする。各都道府県に1カ所(北海道は2カ所)設置されている。

地方更生保護委員会（ちほうこうせいほごいいんかい）

仮釈放及び仮出場の許可並びに仮釈放の取り消し、少年院からの仮退院及び退院の許可等に関する権限を有する合議機関。各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8カ所に設置されている。

出口支援（でぐちしえん）

矯正施設に収容されている人のうちで高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援する取組。

篤志面接委員（とくしめんせついいん）

受刑者及び少年院在院者に対して面接による助言・指導等を行う民間の篤志家をいう。

特別調整（とくべつちょうせい）

生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うもの。

特別法犯（とくべつほうはん）

刑法犯以外の犯罪。道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反など。

【な行】

認知行動療法（にんちこうどうりょうほう）

ものの考え方や受け取り方（認知）に働きかけて、気持ちを楽にしたり、行動をコントロールしたりする治療方法。

認知件数（にんちけんすう）

警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数。

【は行】

犯罪少年（はんざいしょうねん）

罪を犯した少年（少年法第3条第1項第1号）。

非行少年（ひこうしょうねん）

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年（少年警察活動規則第2条第5号）。

微罪処分（びざいしょぶん）

軽微な犯罪で処罰の必要がないものとして、あらかじめ検察官が指定したものについて、警察が事件を検察官に送致しない手続きをとること

BBS 連盟（びーびーえすれんめい）

Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくことを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

不起訴（ふきそ）

検察官が公訴を提起しない処分。犯罪が成立しない、犯罪の十分な証拠がない、訴訟条件を欠く、訴追を必要としない場合等に行われる。

法務少年支援センター（ほうむしょうねんしえんせんたー）

少年鑑別所が地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）を行うに当たり用いる名称。

保護観察（ほごかんさつ）

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中でその健全な一員として更生するよう

に、保護観察官及び保護司が指導監督及び補導援護を行うもの。

保護観察所（ほごかんさつしよ）

法務省設置法及び更生保護法に基づいて設置される法務省の地方支分部局で、犯罪や非行を犯し家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対して保護観察を行う機関である。

さらに、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行い、不起訴や無罪になった者に対する精神保健観察も行う。県内は、那覇市に那覇保護観察所があり、宮古島市と石垣市に駐在官事務所が設けられている。

保護司（ほごし）

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）。保護司は無給だが、活動内容に応じて、実費弁償金が支給される。任期は2年(再任を妨げない)。主に、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動等の活動を行う。

【ま行】

【や行】

【ら行】

【わ行】

2. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施

する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯

防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及

び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. 沖縄県再犯防止推進計画検討委員会運営要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条の規定に基づき、沖縄県再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定及び推進するため、沖縄県再犯防止推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 推進計画策定に関すること
- (2) 推進計画の進捗管理
- (3) その他再犯防止施策の推進について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1の関係機関等をもって組織する。

2 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げないものとする。

3 委員会には委員長をおく。委員長は、沖縄県生活福祉部長をもって充てる。

(会合の開催)

第4条 委員会の開催は、委員長が通知する。

(議事進行)

第5条 委員会の議事進行は、委員長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は委員会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に委員会の議事進行を依頼することができる。

(作業部会)

第6条 委員会を補佐し、円滑な運営を図るため、委員会のもとに作業部会を設置する。

2 作業部会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画に係る実務的な企画立案、実施及び連絡調整に関すること
- (2) その他再犯防止施策の推進について必要な事項

3 部会長は、生活福祉部福祉政策課地域福祉推進班長をもって充てる。

4 作業部会は、別表2に掲げる庁内関係各課の担当で構成する。

5 部会長は作業部会を総括する。

(庶務)

第7条 この委員会の事務を処理するため、沖縄県生活福祉部福祉政策課に事務局を置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成30年12月27日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和7年3月3日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

沖縄県再犯防止推進計画検討委員会構成団体及び区分一覧

構 成 団 体 及 び 区 分
沖縄県生活福祉部
那覇保護観察所
沖縄刑務所
沖縄少年院
沖縄女子学園
那覇少年鑑別所
那覇地方検察庁
沖縄労働局
沖縄県保護司会連合会
沖縄県更生保護女性連盟
沖縄県就労支援事業者機構
更生保護法人 がじゅまる沖縄
沖縄県社会福祉協議会（地域生活定着支援センター）
学識経験者
医師
弁護士

別表 2（第 6 条関係）

沖縄県再犯防止推進計画作業部会構成団体一覧

構 成 団 体
生活福祉部福祉政策課
生活福祉部保護・援護課
生活福祉部障害福祉課
子ども未来部子ども若者政策課
子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
保健医療介護部地域保健課
保健医療介護部薬務生活衛生課
保健医療介護部高齢者介護課
保健医療介護部地域包括ケア推進課
商工労働部雇用政策課
土木建築部技術・建設業課
土木建築部住宅課
教育庁県立学校教育課
教育庁義務教育課
教育庁保健体育課
県警本部生活安全部人身安全対策課
県警本部生活安全部少年課
県警本部刑事部組織犯罪対策課
県警本部交通部交通企画課
県警本部交通部交通指導課

4. 沖縄県再犯防止推進計画検討委員会委員名簿（令和6年度）

	構成団体	組織・役職	氏名
1	沖縄県生活福祉部	部長	北島 智子
2	那覇保護観察所	企画調整課長	高野 信幸
3	沖縄刑務所	首席矯正処遇官	撫養 一寛
4	沖縄少年院	首席専門官	松永 英樹
5	沖縄女子学園	教育・支援部門 首席専門官	松崎 幸恵
6	那覇少年鑑別所	首席専門官	中山 章
7	那覇地方検察庁	首席捜査官	山口 隆
8	沖縄労働局	職業安定部 職業対策課長	比嘉 淳二
9	沖縄県保護司会連合会	会長	兼次 政福
10	沖縄県更生保護女性連盟	会長	宮城 幸子
11	沖縄県就労支援事業者機構	事務局長	大盛 勝仁
12	更生保護法人がじゅまる沖縄	施設長	比嘉 寛
13	沖縄県社会福祉協議会 (地域生活定着支援センター)	所長	與儀 あき
14	国立大学法人琉球大学大学院 法務研究科	教授	矢野 恵美
15	医療法人卯の会 新垣病院	理事長	新垣 元
16	南風法律事務所	弁護士	仲地 宗哲